

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【事業年度】 第18期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 ヒロセ通商株式会社

【英訳名】 Hirose Tusyo Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野市裕作

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング

【電話番号】 06-6534-0708 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 美濃出真吾

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング

【電話番号】 06-6534-0708 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 美濃出真吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (千円)	6,721,917	7,671,961	8,378,670	8,412,230	8,732,963
経常利益 (千円)	1,462,212	2,552,968	2,967,885	2,972,777	2,855,664
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	880,333	1,706,913	1,967,801	2,083,045	1,938,262
包括利益 (千円)	876,462	1,703,398	1,967,980	2,057,685	1,982,717
純資産額 (千円)	5,146,846	6,752,239	8,755,352	10,624,185	12,184,076
総資産額 (千円)	61,511,749	75,303,956	70,562,069	87,581,991	91,014,809
1株当たり純資産額 (円)	834.04	1,088.44	1,356.25	1,647.27	1,906.12
1株当たり当期純利益 金額 (円)	149.65	277.74	319.19	324.94	303.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	143.85	260.27	296.38	312.81	294.26
自己資本比率 (%)	8.3	8.9	12.3	12.1	13.3
自己資本利益率 (%)	18.7	28.9	25.6	21.6	17.1
株価収益率 (倍)	11.5	8.0	5.4	4.9	7.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	530,799	2,105,388	5,517,134	1,851,903	4,330,421
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,263,154	61,213	333,159	1,183,896	302,330
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,752,647	1,589,037	3,779,708	4,212,789	2,123,298
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,302,177	2,720,085	4,122,974	5,281,349	7,229,873
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	78 〔11〕	75 〔7〕	78 〔4〕	84 〔3〕	88 〔2〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (千円)	5,753,761	6,892,763	7,609,508	7,613,411	7,887,640
経常利益 (千円)	1,301,481	2,468,378	2,867,749	2,854,221	2,726,438
当期純利益 (千円)	611,817	1,652,902	1,924,354	1,797,786	1,839,249
資本金 (千円)	845,118	846,918	939,834	943,625	980,863
発行済株式総数 (株)	6,224,000	6,236,000	6,490,500	6,495,000	6,594,000
純資産額 (千円)	4,497,213	6,052,111	8,011,598	9,620,531	11,036,954
総資産額 (千円)	54,683,503	68,890,170	63,300,767	80,606,239	82,297,438
1株当たり純資産額 (円)	728.30	974.71	1,240.22	1,490.81	1,725.86
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	21 ()	26 ()	30 ()	31 ()	31 ()
1株当たり当期純利益 金額 (円)	104.01	268.95	312.15	280.44	288.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	99.98	252.03	289.83	269.98	279.23
自己資本比率 (%)	8.2	8.7	12.6	11.9	13.3
自己資本利益率 (%)	14.6	31.6	27.6	20.5	17.9
株価収益率 (倍)	16.5	8.3	5.5	5.7	7.5
配当性向 (%)	20.2	9.7	9.6	11.1	10.8
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 〔5〕	54 〔4〕	59 〔2〕	62 〔2〕	64 〔1〕
株主総利回り (比較指標：JASDAQ INDEXスタンダード) (%)	204.2 (122.2)	266.7 (161.8)	211.4 (141.1)	201.2 (124.0)	272.2 (176.2)
最高株価 (円)	2,520	2,345	3,615	2,003	2,372
最低株価 (円)	580	1,498	1,621	1,307	1,494

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
2004年3月	大阪市西区に外国為替証拠金取引を事業目的としたヒロセ通商(株)(資本金20百万円)を設立
2004年4月	外国為替証拠金取引「超為替」の受託業務開始
2005年9月	インターネットを媒体とした取引システム「Hirose-FX」の提供開始
2006年3月	スワップポイントを改善した取引システム「Hirose-FX 2」の提供開始
2006年5月	1,000通貨からの取引が可能な「Hirose-FX 2 ミニ」の提供開始 金融先物取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金先)第15号) (社)金融先物取引業協会(現 (一社)金融先物取引業協会)に加入(会員番号1562)
2007年5月	マイナー通貨の取引が可能な「HiroseTrader」の提供開始
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金商)第41号)
2008年2月	1,000通貨からの取引が可能かつ手数料無料の取引システム「LION FX」の提供開始
2009年5月	業容拡大のため外国為替証拠金取引業者であるJFX(株)(現連結子会社)を子会社化
2009年9月	従前と比較して高速約定処理を可能にした次世代「LION FX」の提供開始 100%子会社にするため株式交換によりJFX(株)の全株式を取得
2010年2月	収益基盤拡大のためJFX(株)にホワイトラベルサービス(*2)提供を開始
2010年10月	英国ロンドンに海外進出を目的としてHIROSE FINANCIAL UK LTD.(資本金850千ポンド、現連結子会社)を設立
2011年3月	「Hirose-FX」サービス終了
2011年6月	顧客基盤拡大のためエース取引(株)の外国為替証拠金取引事業の顧客口座を当社へ移管
2011年10月	収益基盤拡大のためフェニックス証券(株)とカバー取引(*4)を開始
2011年11月	収益基盤拡大のためHIROSE FINANCIAL UK LTD.とカバー取引を開始
2012年1月	中国市場調査のため中国上海市に上海代表処を開設
2012年5月	収益基盤拡大のため岡三オンライン証券(株)にホワイトラベルサービス提供を開始
2012年10月	中国 香港にアジア市場の顧客獲得を目的としてHIROSE TRADING HK LIMITED(資本金500千香港ドル、現連結子会社)を設立
2012年12月	プライバシーマーク認証取得
2013年5月	従業員の福利厚生とCSRの取組み強化のため、「らいおん保育園」を開園
2014年6月	「HiroseTrader」サービス終了
2014年10月	マレーシア連邦領ラブアンに東南アジア市場の顧客獲得を目的としてHirose Financial MY Limited(資本金250千USドル、現連結子会社)を設立
2015年6月	中国 香港において海外子会社に対する取引システムの提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITED(資本金600千香港ドル、現連結子会社)の株式を取得
2015年9月	チャート予測ツール「さきよみLIONチャート」の提供開始
2016年1月	マレーシア ジョホールバルに海外子会社に対するコールセンター業務提供を目的としてHIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD. (資本金220千マレーシアリングgit、現連結子会社)を設立
2016年3月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2016年4月	保育園事業を分社化し株式会社らいおん保育園(資本金10百万円、連結子会社)を設立
2016年7月	トレード分析ツール「LION分析ノート」提供開始
2016年10月	「Hirose FX2」及び「Hirose FX2ミニ」サービス終了 HTML5仕様の「LIONチャートPlus+」提供開始
2017年4月	「LION FX C2」提供開始
2017年6月	「LION FX HTML5版」提供開始 「LION FX Web版」提供終了 「LION FX JAVA版」提供終了

2018年2月	ライオンコイン株式会社(資本金50百万円、現連結子会社)設立
2018年3月	連結子会社である株式会社らいおん保育園清算終了
2018年10月	「LION FX .NET4」提供開始
2019年5月	LION PAYMENT UK LTD. (資本金1ポンド、現連結子会社)設立
2019年7月	「LION Web」提供開始
2020年3月	連結子会社であるライオンコイン株式会社解散
2020年6月	連結子会社であるライオンコイン株式会社清算終了
2020年12月	「LION Tab」提供開始

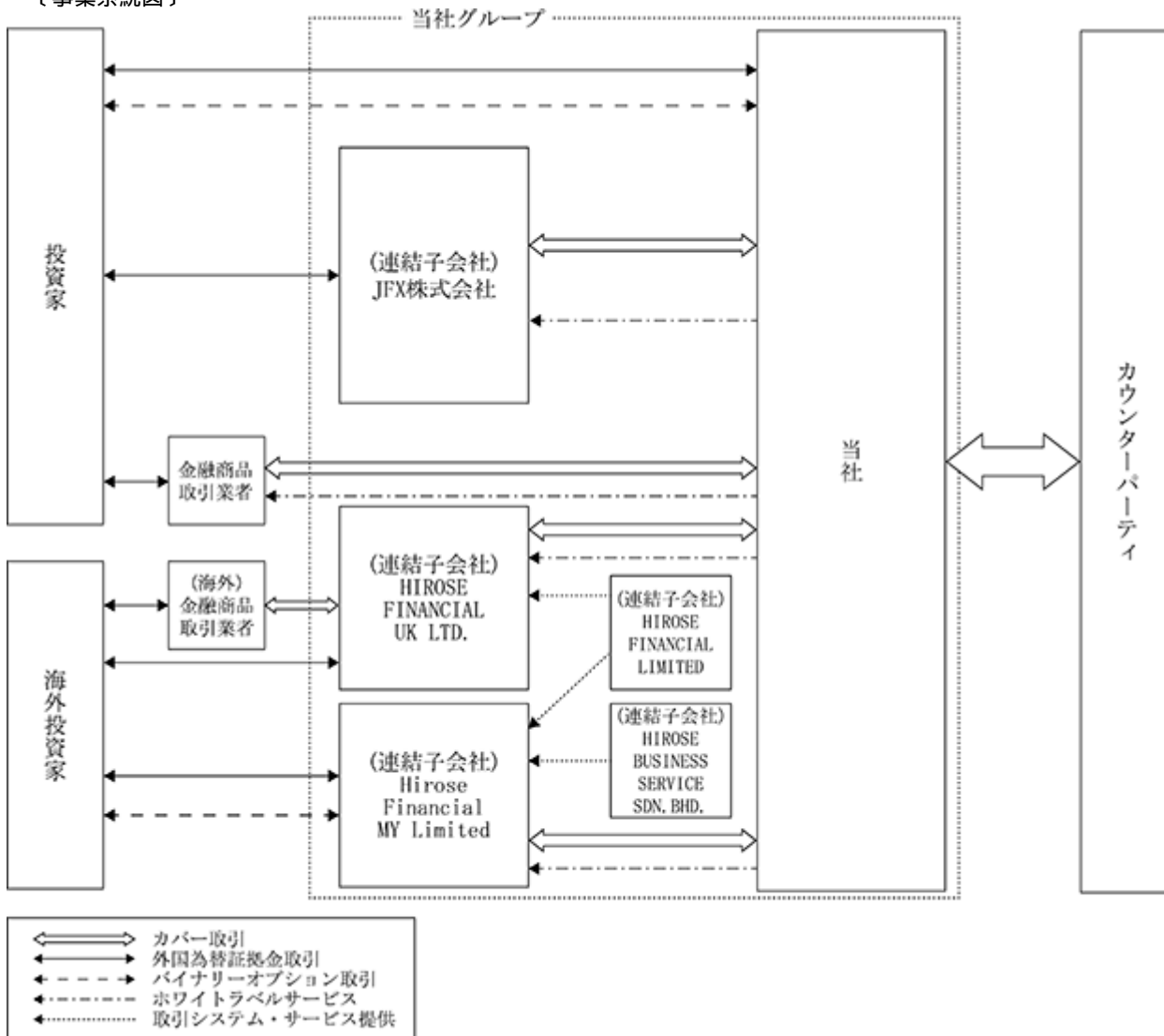
(注) *の用語については、「3 事業の内容」の末尾に記載の用語解説をご覧ください。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社から構成されております。当社、JFX株式会社、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedは、主として投資家向けにインターネットを通じて外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引（*1）を提供する外国為替証拠金取引事業を行っており、HIROSE FINANCIAL LIMITEDは、カード決済事業及び海外子会社に対する取引システムの提供、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.は、当社グループ会社に対するコールセンター業務提供を行っております。また、当社では金融商品取引業者向けホワイトラベルサービス（*2）の提供、及び金融商品取引業者のカウンターパーティ（*3）としてカバー取引（*4）も行っております。

なお、*の用語については後記「用語解説」をご参照ください。

〔事業系統図〕



(注) 連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITED及びLION PAYMENT UK LTD.は、重要性が乏しいため、事業系統図には記載しておりません。

(1) 当社グループの事業内容

外国為替証拠金取引について

イ 当社グループが行う外国為替証拠金取引の特徴

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、24時間取引(*5)が可能であり、顧客が証拠金を預託することにより、預託した金額またはその数倍の金額の外貨を売買することでその差金を授受することができる取引であります。また、外国為替取引の商慣習である通常2営業日後に実行される受渡し期日を繰延べすることにより、決済を行うまでポジション(*6)を保有し続けることが可能となっております。

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引であります。顧客との取引により生じる自己ポジションの為替変動リスクを回避するため、原則として顧客の注文を直接カバー先へ繋げることで自己ポジションを可能な限り保有しない方針をとっております。自己ポジションを保有した場合でも、当社規程に基づきリスクを限定するよう管理を行っております。また、当社グループの特徴として、国内外の実績ある銀行等金融機関20社以上と取引を行っており、取引先の提示する中で最良のレートを顧客へ配信することが可能となっております。過度なリスクをとらず、顧客にとっての最良のレートを提供し続けることで、安定して公平な取引環境を提供し続けることに加え、投資単位を一般的な10,000通貨単位ではなく1,000通貨単位を主とすることにより、初心者も含めた幅広い層の顧客が投資に親しむことができる環境を提供しております。

ロ 外国為替証拠金取引の仕組み

a ロスカット制度

当社グループでは、顧客の資産を保全する目的で、顧客口座の有効比率(*7)が100%を下回った時点で、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。

b レバレッジ

外国為替証拠金取引は、少額の資金でその数倍の外貨を売買することが可能であり、この仕組みをレバレッジといいます。レバレッジを使うことで少額の資金で高い投資収益が期待できる反面、為替相場が予想と反対に変動した場合は高い投資損失を被る危険性があります。

当社及び連結子会社JFX株式会社において、個人投資家に対しては「金融商品取引業等に関する内閣府令」によるレバレッジ規制の対象となっており、取引証拠金に対して最大25倍までの取引が可能となっております。

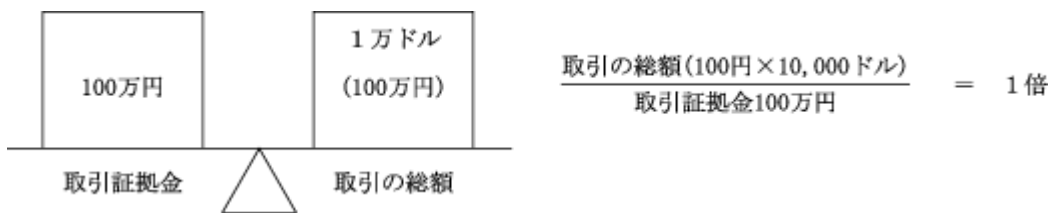
なお、連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedは、事業エリアが海外であるため、各国の規制に基づきレバレッジを設定しております。

(レバレッジ説明図)

<米ドル/円100円の時>

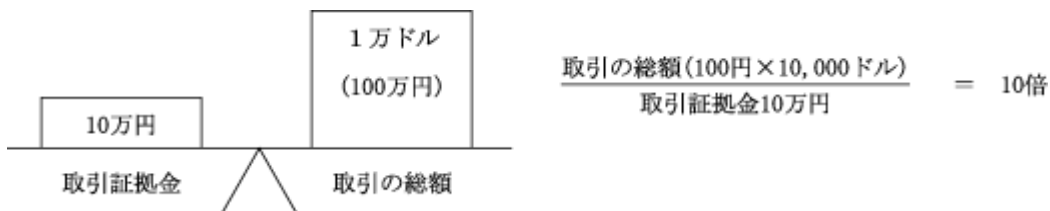
～レバレッジ1倍～

100万円の資金を取引証拠金として預け入れ、1ドル100円のレートの際に1万ドル買った場合、預け入れ額100万円で100万円分のドルを買っているため、投資金額と等倍となり、レバレッジ1倍の取引となります。



～レバレッジ10倍～

10万円の資金を取引証拠金として預け入れ、1ドル100円のレートの際に1万ドル買った場合、預け入れ額10万円で100万円分のドルを買っているため、投資金額の10倍となり、レバレッジ10倍の取引となります。



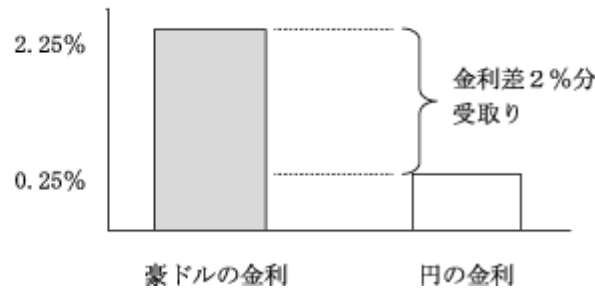
各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

c スワップポイント

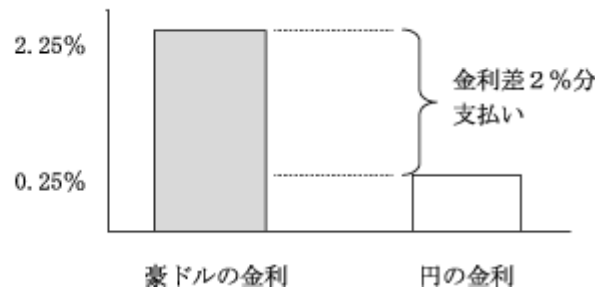
スワップポイントとは、2国間の通貨を交換することによって発生する金利差額のことをいいます。外国為替取引の商慣習では、2営業日後に金銭の受渡しが実行されますが、外国為替証拠金取引では、ロールオーバー(*8)を行うことで受渡日を繰延べ、長期に渡りポジションを保有することが可能となっております。このポジション保有中は、2国間のスワップポイントを受取りもしくは支払うことになります。例えば、金利の高い豪ドルを買って金利の低い日本円を売る豪ドル/円の買いポジションを保有している場合、買っている豪ドルの金利を受取り、売っている円の金利を支払わなければなりません。このときの金利差額がプラスであれば2国間のスワップポイントを受取ることができ、反対にマイナスであれば支払うことになります。

(スワップポイント説明図)

豪ドル金利：2.25%
 円金利：0.25%
 豪ドル/円を買った場合



豪ドル/円を売った場合

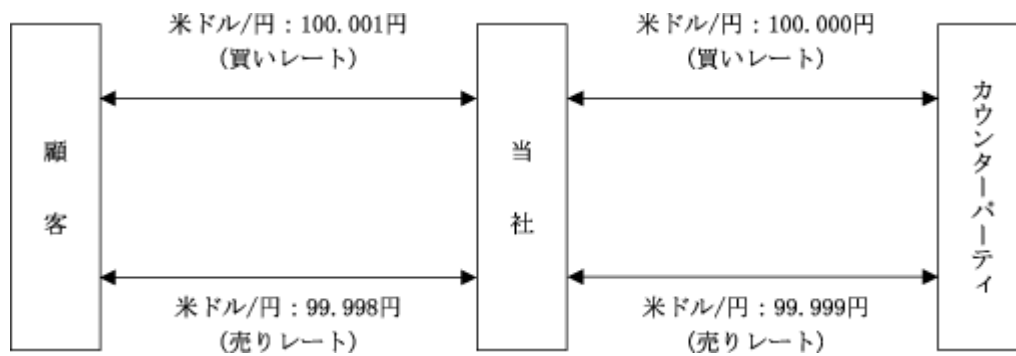


各通貨の金利は仮定の数値であり、実際の金利とは異なります。

八 収益構造

a カバー取引による収益

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引であります。顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客に有利に動いた場合は当社の損失に、反対に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクを伴っております。当社は、この為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため、複数のカウンターパーティからレートを取得し、最良のレートを提示しているカウンターパーティと速やかにカバー取引を行っております。カバー取引の際は、顧客が当社に注文した約定価格と当社がカウンターパーティに注文した約定価格の差額が収益になります。例えば、顧客が米ドル/円を100.001円で当社に買い注文を出した場合、顧客と同注文をカウンターパーティに発注します。当社がカウンターパーティに出した買い注文が100.000円で約定した場合、顧客とのポジションの差額0.001円が当社の収益となります。

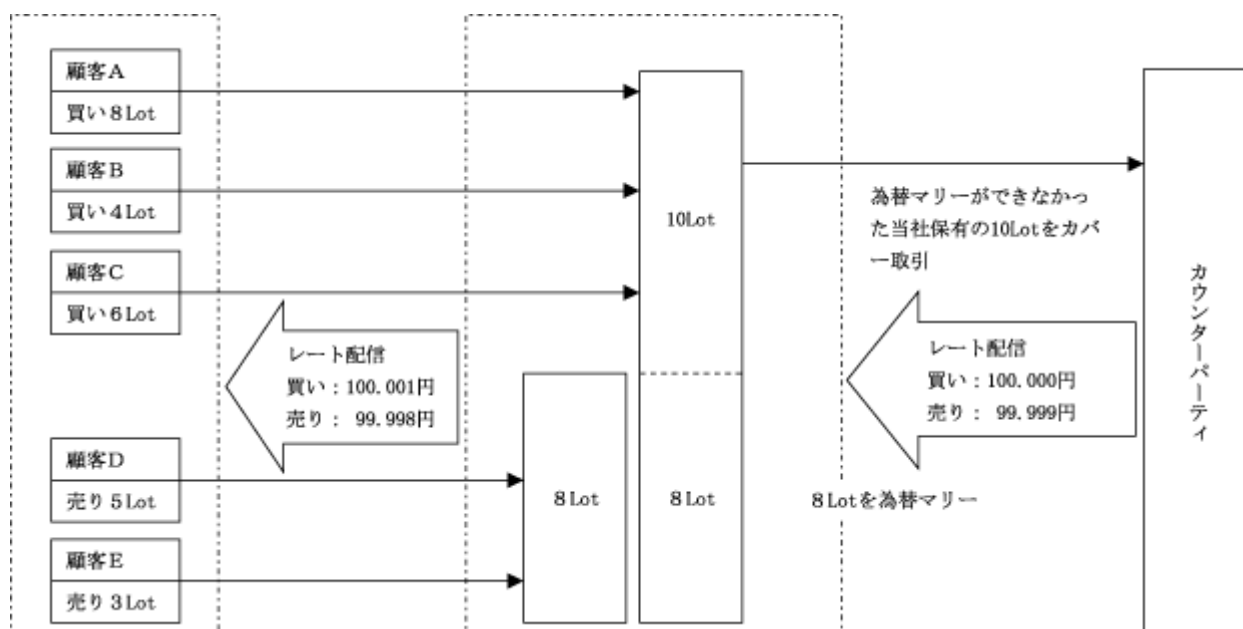


各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

b 為替マリーによる収益

当社は、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、原則としてカバー取引を行っておりますが、カバー取引を行っていない取引については保有する同一通貨の買い注文、売り注文のポジションを社内において相殺させる為替マリーを行っております。例えば、それぞれの顧客から同通貨の売り注文が合計8Lot、買い注文が合計18Lot発注された場合、同数量である8Lotにつき為替マリーが可能となります。このとき為替マリーができたポジションは、当社が顧客に提示する売りレートと買いレートの差額のすべて(売りレート99.998円、買いレート100.001円であれば、0.003円)が収益となります。為替マリーを行わずにカバー取引を行った場合は当社が顧客に提示するレートとカウンターパーティが提示するレートの差額(当社提示買いレート100.001円、カウンターパーティ提示買いレート100.000円であれば、0.001円)のみが収益となることに比べ、高い収益を見込むことができます。複数の顧客からの注文で売りと買いがほぼ同じタイミングでマッチングすることが多く、マッチングしない分についてだけリスクを回避するためにカバー取引を行っております。顧客との取引から生じるポジションをリアルタイムでシステムが計算し、為替マリーができなかった当社保有のポジションを解消するためカウンターパーティとの間で速やかにカバー取引を行っております。

(為替マリー説明図)



各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

c スワップポイントによる収益

スワップポイントは異なる通貨間の金利差のことであり、低金利国の通貨で高金利国の通貨を購入することで金利差が生まれ、保持しているだけで金利が得られる仕組みのことであります。

当社と顧客との間に発生するスワップポイントと、当社とカウンターパーティとの間に発生するスワップポイントがあり、それらの差額が当社の収益となります。

d カウンターパーティとしての収益

当社と外国為替証拠金取引契約を締結している他の金融商品取引業者において、当社が契約先のカウンターパーティになり、契約先の注文を受注することで上記 a カバー取引による収益、b 為替マリーによる収益、c スワップポイントによる収益が発生いたします。

ホワイトラベルサービスについて

当社が提供する外国為替証拠金取引システムの「LION FX」は、大容量の情報処理を可能とするサーバ製品を採用しており、その特徴を活かし金融商品取引業者向けにカスタマイズを行いホワイトラベルサービスを提供しております。また、当社がホワイトラベル提供先のカウンターパーティになり、ホワイトラベル提供先の注文を受注することで、当社に上記 a カバー取引による収益、b 為替ラリーによる収益、c スワップポイントによる収益が発生いたします。当社をカウンターパーティとする外国為替証拠金取引にかかる取引収益及び当社からホワイトラベル提供先企業に対する収益分配額(リベート)は外国為替取引損益に計上しております。

バイナリーオプション取引

当社が提供するバイナリーオプション取引は、ある一定時刻の為替レートが予想レート(行使価格)より上昇するか下降するかを予想する商品であります。

例えば、顧客が、「米ドル/円が18:00の判定時刻で100円より上昇する」と予想し、1lot当たり購入価格300円で購入した場合、

18:00の判定時刻で米ドル/円が100円より上昇していると、1Lot当たり1,000円のペイアウトを受け取ることができ、顧客の利益は、「ペイアウト1,000円 - 購入価格300円 = 700円」となります。

18:00の判定時刻で米ドル/円が100円より下降していると、購入価格300円が顧客の損失となります。

18:00の判定時刻までに米ドル/円が100円より上昇しないと判断し、判定時刻前に清算すると顧客に清算価格(*9)が払い戻されることとなります。上記例の場合、清算価格が200円であれば、「購入価格300円 - 清算価格200円 = 100円」が顧客の損失となります。

バイナリーオプション取引は、顧客の予想どおりに動いた場合は当社の損失に、顧客の予想に反して動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動リスクを伴っております。当社は、この為替変動リスクを回避するため、顧客の購入した同一通貨の上昇オプションと下降オプションを社内で相殺しております。

また、一定額以上の損失リスクが発生している場合は、スポット取引でカバーを行うことにより、為替変動リスクを回避しております。

上記のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

海外事業

当社が日本国内で培ってきたノウハウをグローバルに展開するため、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにて海外の顧客をターゲットに、外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を展開しております。また、HIROSE FINANCIAL UK LTD.では、金融商品取引業者をターゲットに、ホワイトラベルサービスを展開しております。

なお、HIROSE FINANCIAL LIMITEDはカード決済事業及び海外子会社に対する取引システムの提供、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.は海外子会社に対するコールセンター業務の提供、HIROSE TRADING HK LIMITEDは出版事業を行っております。また、HIROSE TRADING HK LIMITEDはアジア市場における外国為替証拠金取引事業、LION PAYMENT UK LTD.はカード決済事業を行うため、事業体制を構築中であります。

当社グループの事業における特徴

当社グループは、幅広い投資家層に投資を身近に感じてもらえる金融商品取引業者となるため、顧客のニーズの実現を第一義として事業を展開しております。また、当社グループの事業における特徴としては、「低コストでの取引環境提供」、「顧客サービスの徹底」、上記に記載の「海外事業」の3点が挙げられます。

イ 低コストでの取引環境提供

当社グループでは、幅広い投資家層にとって投資を身近に感じてもらうことができるよう、低スプレッドでのサービス提供や、1,000通貨単位からの取引を手数料なしで提供する等、少額資金での取引が可能となっております。当社グループは、取引には高額な費用が必要だと考えていた潜在顧客の獲得に注力しており、特定の大口顧客の動向に左右されない営業基盤の構築に努めております。

□ 顧客サービスの徹底

a 取引ツールについて

初心者の方から上級者の方まで、幅広く利用していただけるよう、使いやすさを追求して開発を重ねております。顧客が自身の環境に適した取引システム環境を選択することができます。

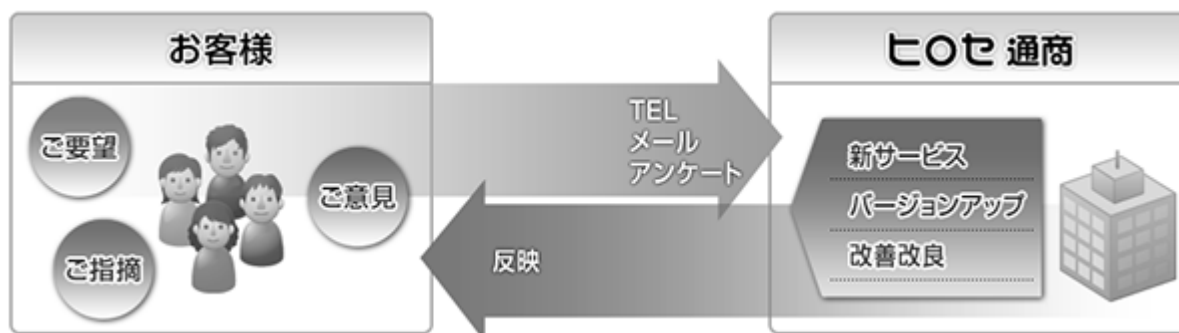
<取引ツールのタイプ>

- ・インストールタイプ（当社グループがおすすめする最新バージョンのツール）
- ・ブラウザタイプ（インターネット環境があれば使用可能なツール）
- ・Mac専用アプリ

また、iPadアプリ、iPhoneアプリ、Androidアプリ等のモバイルアプリも提供しており、操作性、機能性、コンテンツ等PC版並の機能を有しています。

b 取引ツールのバージョンアップについて

当社では「お客様の声」を何よりも大切にしております。月に1回程度のペースで実施しているツールのバージョンアップは、ホームページに設置しているご意見箱に寄せられたお客様のご意見等をもとに実施しています。



c お客様サポートの充実

外国為替証拠金取引は、24時間取引が可能な金融商品であるため、24時間対応の顧客サポートを外部委託ではなく、当社従業員にて実施しております。

パソコンに不慣れなお客様や、外国為替証拠金取引初心者の方でも安心して取引が行えるよう、電話サポート業務については長期の研修期間やテスト期間を設け、顧客サポート能力の向上、均一化に努めております。

d バリエーション豊かなキャンペーンについて

当社では、新規のお客様限定のキャンペーンから、既存のお客様に取引をしながら楽しんでいただけるキャンペーンまで様々なキャンペーンを毎月開催しております。

e 反省会の実施

FX取引で損益が思わしくなかったお客様を反省会にご招待し、食事をしながら勝つためのセミナーを開催しております。

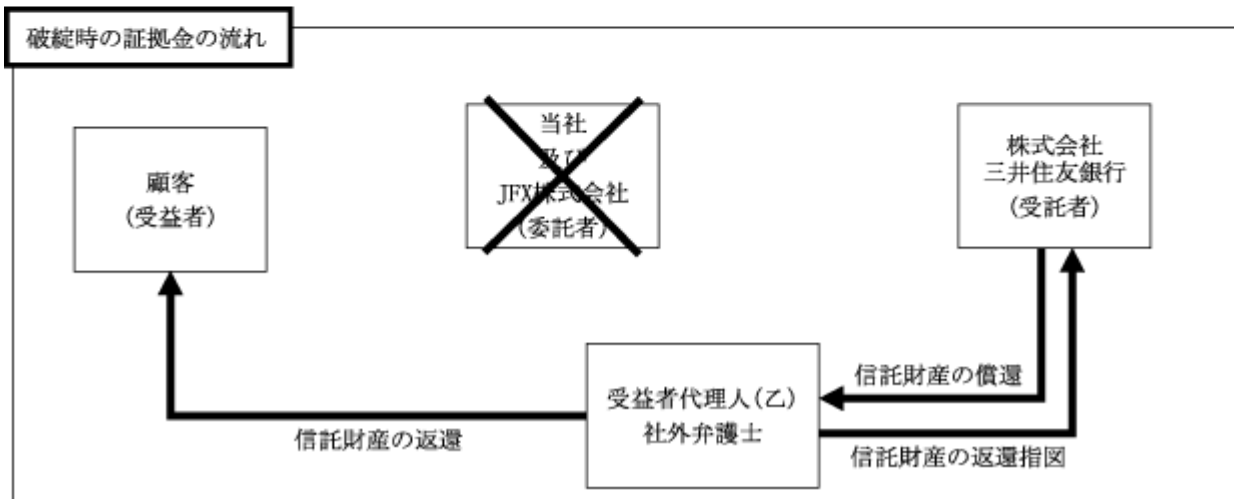
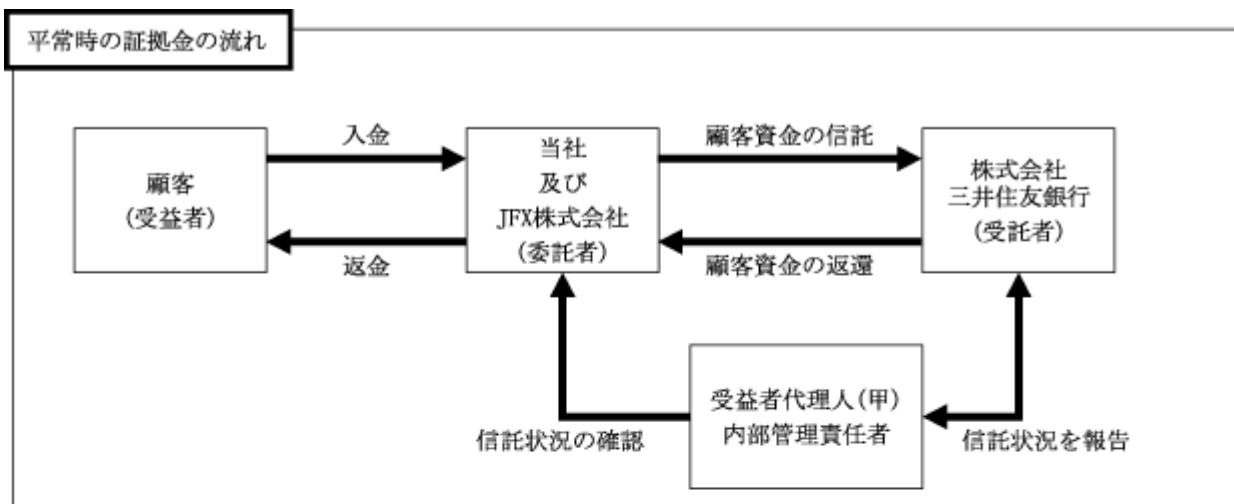
(2) 外国為替証拠金取引における顧客預り資産の区分管理について

外国為替証拠金取引業者は、「金融商品取引法」第43条の3の規定により、顧客が金融商品取引業者等へ預けた金銭を金融商品取引業者等の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。また、2010年2月には「金融商品取引業等に関する内閣府令」第143条第1項第1号により、利用者保護の充実を図るため、顧客より預託を受けた資産の区分管理の方法を金銭信託に一本化することが義務付けられました。当社及び連結子会社JFX株式会社は、株式会社三井住友銀行と顧客区分管理信託契約を締結しており、顧客の資産は信託財産として保全されております。

また、内部管理責任者である受益者代理人(甲)が、信託財産の確認等日々の信託状況の管理を行っており、万一当社が破綻した場合には、社外弁護士である受益者代理人(乙)が顧客の資産の返還作業を行います。

信託財産の管理は、毎営業日ごとに算定を行い、追加信託がある場合は算定日の翌日から起算して2営業日以内に追加信託を行います。

(区分管理信託説明図)



用語解説

* 1 バイナリーオプション取引

バイナリーオプション取引は、ある一定時刻の為替レートが予想レート(行使価格)より上昇するか下降するかを予想する商品であります。

* 2 ホワイトラベルサービス

ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービスやシステムを他社に提供することにより、提供先の独自ブランドとして、一般顧客(エンドユーザー)へのサービス提供を可能とするサービスパッケージをいいます。

* 3 カウンターパーティ

デリバティブ取引や外国為替取引等の取引の相手方のことをいいます。

* 4 カバー取引

顧客からの売買注文による為替変動リスクを回避するため同一の売買注文をカウンターパーティに発注することをいいます。

* 5 24時間取引

月曜日7:00~土曜日6:00(ただし、米国がサマータイム適用時は月曜日6:00~土曜日5:00)

* 6 ポジション

新規注文が約定した後、未決済の状態にある外国為替証拠金取引の持高をいいます。

* 7 有効比率

$$\frac{\text{有効証拠金(顧客から預け入れた金額に評価損益を加減算した金額)}}{\text{必要証拠金(ポジションを建てるため及び維持するために最低限必要な金額)}} \times 100$$

* 8 ロールオーバー

外国為替取引の商慣習である2営業日後の金銭の受渡日を繰延べるため、1日1日決済日を順延していく取引手法をいいます。

* 9 清算価格

判定時刻前に清算した場合に顧客に払い戻される金額をいい、為替変動や判定時刻までの残余時間等により購入価格を下回ることがあり、0円になることもあります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) JFX株式会社 (注) 1	東京都 中央区	317,000 千円	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、為替レートの提供を行っております。 当社より業務コンサル等を行っております。 同社より為替情報の提供を受けております。 役員の兼任 2名
HIROSE FINANCIAL UK LTD. (注) 1	英国 ロンドン	6,317 千ポンド	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、取引システムの提供及び為替レートの提供を行っております。 当社より業務コンサル等を行っております。 役員の兼任 1名
HIROSE TRADING HK LIMITED (注) 1、2	中国 香港	8,500 千香港ドル	出版事業 (注) 4	100.0 (100.0)	役員の兼任 2名
Hirose Financial MY Limited (注) 1	マレーシア 連邦領ラプアン	1,500 千USドル	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、取引システムの提供及び為替レートの提供を行っております。 当社より業務コンサル等を行っております。 役員の兼任 2名
HIROSE FINANCIAL LIMITED (注) 1	中国 香港	13,700 千香港ドル	取引システム提供 カード決済事業	100.0	海外子会社に対する取引システムの提供を行っております。 役員の兼任 1名
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	マレーシア ジョホールバル	920千 マレーシア リングgit	コールセンター業務提供	100.0	海外子会社に対するコールセンター業務を受託しております。
LION PAYMENT UK LTD. (注) 1	英国 ロンドン	1,050 千ポンド	カード決済事業 (注) 5	100.0	役員の兼任 1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合の内数となっております。

3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. HIROSE TRADING HK LIMITEDは、現在外国為替証拠金取引事業を行うための事業体制を構築中であります。

5. LION PAYMENT UK LTD.は、現在カード決済事業を行うための事業体制を構築中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外国為替証拠金取引事業	80〔2〕
その他	8〔0〕
合計	88〔2〕

(注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
64〔1〕	37.3	6.50	7,873

セグメントの名称	従業員数(名)
外国為替証拠金取引事業	64〔1〕
その他	0〔0〕
合計	64〔1〕

(注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は下記の3つのCを企業理念とし、「FX取引を通じて世界中の人々に平等な投資のチャンスを提供する為、低価格戦略及びフルラインアップ戦略を共に採用し挑戦し続けマーケットリーダーを目指します。」を会社経営の基本方針としております。

人と世界をつなぐ

Customer satisfaction

サポート体制の強化、顧客ニーズの早期実現など、常にお客様に期待以上のサービスを提供するよう尽力します。

Challenge

誰も経験したことのない、利用価値の高い取引環境を低コストで提供するため、あらゆる可能性を信じ挑戦し続けます。

Compliance

法令遵守はもとより顧客から高い信頼を得られるよう、コンプライアンスの概念を全社員が受容し、推進し続けるよう徹底した社員教育を行います。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、顧客ニーズの素早い把握・実現、取引システムの安定稼働、他社との差別化を図ったプランニング力の強化及びホワイトラベルの提供等による収益源の多様化等により安定した収益の確保を図りつつ、顧客が投資を行いやすいように、厳選されたキャンペーンの実施をしております。更に、海外子会社を中心に世界市場の開拓を行い、世界的にも顧客基盤の拡充を図っております。また、内部管理体制の強化や社内コンプライアンス研修の充実により、顧客ニーズを反映させたサービス提供ができる社内体制を構築しております。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、財務の健全性を図る指標として、国内においては金融商品取引法により金融商品取引業者に一定水準以上に保つことが義務付けられている自己資本規制比率を掲げており、英国においては金融商品取引業者に一定基準以上に保つことが義務付けられているSolvency Ratioを掲げております。また、同業他社と比較するに当たり口座数、預り証拠金等を重視し、業績管理に活用しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであるということ等、金融商品として魅力的であることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を優先的に対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上につながる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、マス広告やWeb広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプションなど外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、2010年10月に、英国に連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.を設立しました。また、発展が目覚ましいアジア市場の開拓のため、2012年10月に香港に連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを、2014年10月にマレーシアに連結子会社Hirose Financial MY Limitedを設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用・育成を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、すべての取引がインターネットを通じたオンラインによるものであるため、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等による事業への影響については限定的であります。

そのため、新型コロナウイルス感染症による当社グループの経営環境等に与える影響は軽微であると判断しております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループの事業環境に係るリスクについて

イ 外国為替証拠金取引市場について

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、多様化する個人資産運用の気運や株式運用の個人ネット顧客の参入等により、活況を呈しております。当社では、今後も継続的な成長が見込める市場として取引規模も拡大すると考えております。

しかしながら、景気動向や金融情勢または競合商品の出現等により、市場が縮小する可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 為替変動が当社グループに与える影響について

当社グループの主要な収益源は、顧客の取引による外国為替取引損益であります。外国為替取引損益は顧客の取引高の増減に大きく左右され、顧客の取引高は為替変動に大きく左右されます。為替変動率が高い場合は、顧客の取引高が増加し、反対に為替変動率が低い場合、顧客の取引高が減少する傾向にあります。また、為替変動が当社グループの顧客に不利に働き損失が過大となった場合は、投資意欲が減退し取引高が減少することも想定されます。

そのため、このような状態が続いた場合、当社が想定する以上に取引高が減少するような事態が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 為替市場の流動性が当社グループに与える影響について

当社グループでは、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、複数のカウンターパーティとカバー取引を行っております。

しかしながら、天災地変、戦争、テロ、規制の強化、伝染病・感染症等何らかの事由により急激な為替変動が発生した場合や、為替市場の流動性が低下した場合、当社グループはカウンターパーティとのカバー取引ができなくなり、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避することができなくなる可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ 外国為替証拠金取引等に対する規制強化について

2011年8月に「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正により、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する(レバレッジ規制)等、金融商品に関する規制が強化されております。また、2013年7月に投資者の保護と業務の適正化を図るため、取引内容や業務態勢を整備する「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」等が一般社団法人金融先物取引業協会により制定されました。さらに、2020年1月からは、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、外国為替相場の変動その他の理由により発生し得ると想定される損失が経営の健全性に与える影響を分析し、必要に応じて経営の健全性を確保するための措置を講じること(ストレステストの実施)が義務付けられました。

当社グループでは、これらの規制が財政状態及び経営成績等に及ぼす影響を考慮した上で、リスク量の削減や自己資本の拡充等を日々実施・検討しておりますが、さらなるレバレッジ規制の強化やストレステストで求められる基準の厳格化等、規制対象の拡大や強化等の事業に関連する法令、諸規則等が改正・施行された場合、または当社グループの自主的な対応により規制強化を図った場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ホ 外国為替証拠金取引における競争激化について

外国為替証拠金取引業界においては、証券会社やネット系銀行の他、新たに異業種大手企業の本格的参入等により顧客の獲得競争が激化しております。

当社グループでは、他社との差別化、顧客満足度の向上を実現するため、食品キャンペーン等を実施することで他社との差別化を図っておりますが、当社グループの差別化戦略が功を奏さなかった場合、競争の激化により更なるスプレッドの縮小が進んだ場合、または新規顧客を獲得するための費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループの事業構造に係るリスクについて

イ 顧客に対する信用リスクについて

当社グループでは、顧客が外国為替証拠金取引を行うにあたって、不測の損失を被ることを未然に防止するためのロスカット制度を採用しており、顧客が取引を行った結果一定の水準以上に損失を被った場合、自動的にロスカットが働き、顧客の預り証拠金の範囲内で損失が収まるように努めております。

しかしながら、為替相場の急変等により顧客から預っている証拠金以上の損失が発生する可能性があります。その場合、当社グループでは顧客に不足金の支払請求を行います。顧客から不足金の入金がない場合、顧客の不足金の全部または一部を回収できない可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 取引システムについて

当社グループの外国為替証拠金取引ではすべての取引がインターネットを通じたオンラインによるものとなっております。そのため当社グループでは、取引システムの安定稼働を重要な経営課題としており、それを実現するための様々な対応を実施しております。

しかしながら、取引システムに動作不良や人為的ミス、想定以上のアクセス数の増加、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロ、自然災害等によって障害が発生し、かかる障害に対して適切な対応ができない可能性があります。その場合、障害によって発生した損害についての賠償請求や、当社グループの信用及び企業イメージの失墜による顧客数の減少等が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ システム会社への業務委託について

当社グループの扱う取引システムについては、システム会社とASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)契約を締結しております。当社では、システム会社に対して、信用状態等の定期的な調査を行うとともに、システム会社との間で毎月定例会議を行う等良好な関係の維持・発展に努めております。

しかしながら、予期せぬシステム会社の破綻、事業方針の転換等何らかの事由により信頼関係が毀損し、システム会社との業務委託契約の継続が困難になった場合または業務委託手数料が大幅に増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ カウンターパーティとのカバー取引について

当社グループでは、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、20社以上のカウンターパーティとカバー取引を行っており、取引を行うカウンターパーティに対して差入証拠金を預け入れております。

しかしながら、急激な為替変動の発生や、顧客ポジションの増加等が発生した場合はカウンターパーティに対する差入証拠金を増額する必要があり、当該差入証拠金の資金を確保できない場合には当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ホ 資金調達リスクについて

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引は、カウンターパーティとのカバー取引をする際、カウンターパーティに一定額の差入証拠金を預け入れる必要があります。顧客からの預り資産については区分管理し金銭信託に一本化することが義務付けられているため、カウンターパーティへの差入証拠金については、自己資金、金融機関からの借入金、当座貸越契約等に基づく借入金、カバー先に差入れる差入証拠金に代用する銀行保証状の発行(ボンド・ファシリティ契約)により調達しております。

しかしながら、銀行の事業方針の転換等何らかの事由により金融機関からの資金調達が困難になった場合、かかる借入金の契約更新ができなくなる可能性があります。また、当座貸越契約及びボンド・ファシリティ契約には財務制限条項が付されており、経営成績等の悪化により財務制限条項に抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。その場合、カウンターパーティに必要な差入証拠金を預け入れることが困難になり、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ヘ 組織体制の強化について

当社グループでは、継続的な成長を続けていくため、社内教育や研修の充実及び適正な人事評価の実施により優秀な人材の確保と育成及び組織体制の強化を図っております。

しかしながら、今後当社グループが求める優秀な人材の確保と育成が計画どおり進まなかった場合、組織体制の強化が図れず、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

法的規制について

イ 金融商品取引法について

a 金融商品取引業の登録について

当社及び連結子会社JFX株式会社は、それぞれ近畿財務局及び関東財務局から「金融商品取引法」第29条に基づく「第一種金融商品取引業」の登録を受け、「金融商品取引法」等の法令・規制等を遵守し事業を行っております。

金融商品取引業については、「金融商品取引法」第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条により登録の取消しとなる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消しを含む行政処分が下されます。

当社及び連結子会社JFX株式会社では、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政指導や業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

b 自己資本規制比率について

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第179条第4項第2号により、自己資本規制比率が120%を下回った場合、「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を提出することが義務付けされており、更に自己資本規制比率が100%を下回った場合、「金融商品取引法」第53条第2項により、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じられる可能性があります。また、同条第3項により、業務停止命令後3ヶ月を経過しても自己資本規制比率が100%を下回り、回復の見込みがないと認められる場合、金融商品取引業者の登録が取り消される可能性があります。

2021年3月31日現在、当社の自己資本規制比率は740.2%、連結子会社JFX株式会社の自己資本規制比率は885.2%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っておりますが、かかる事象に抵触した場合、行政指導や業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

c 顧客資産の区分管理について

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるように顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理し、金銭信託に一本化することが義務付けられております。

当社及び連結子会社JFX株式会社では、外国為替証拠金取引における顧客からの預り証拠金について、株式会社三井住友銀行と顧客区分管理信託契約を締結し、顧客資産の保全体制を整えております。しかしながら、何らかの事由により当社及び連結子会社JFX株式会社において金銭信託を実施できない事象が発生した場合、行政指導や業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

d 金融商品取引業者に係る禁止行為等について

金融商品取引業者は、「金融商品取引法」第38条により、金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為や、顧客に対し不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為等、様々な禁止行為が定められております。

当社グループでは、コンプライアンスマニュアル等に禁止行為を織り込み役職員に対し周知徹底を図っておりますが、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導や業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 個人情報の保護に関する法律について

「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報を取り扱う事業者に遵守する事項を定め、個人情報の不適切な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としております。

当社では、2012年12月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程の整備及び役職員への教育を行うことで個人情報の保護に努めておりますが、外部からの不正アクセスや不測の事象の発生によって個人情報の漏洩・流失等の事故が発生した場合、監督官庁からの処分、顧客からの損害賠償請求等により当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、欧州における個人情報保護を規定した「EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）」の施行に対応するため、社内体制とプロセスを強化してリスクを低減しています。EU一般データ保護規則違反により万一制裁金が課された場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 犯罪による収益の移転防止に関する法律について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、顧客の本人確認及び記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の防止を目的としております。当社グループでは、犯罪収益移転防止法に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等法令遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループの何らかの事由により、かかる法律に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ その他の法的規制について

当社グループは、「金融商品取引法」、「個人情報の保護に関する法律」、「犯罪収益移転防止法」の他、「外国為替及び外国貿易法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」等の諸法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則等に従って業務を遂行しており、各種法令及び諸規則を遵守するため、コンプライアンスの徹底を図り、内部管理体制の整備に努めております。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

海外における事業活動について

連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedは、海外にて金融事業を行うために法令上必要となる認可を受け、事業活動を行っております。

しかしながら、海外において何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、罰金、認可の取消し等の処分を受ける可能性があります。また、現地において政治・経済・社会環境の変化、税制等の変更や移転価格税制等に基づく課税等により、事業活動の継続が困難となる可能性や海外事業の撤退を余儀なくされる可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

その他

イ ストックオプション制度について

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は320,500株となっており、これらの新株予約権の権利が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従いまして、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

ロ 自然災害等について

当社グループは主要な拠点において地震等の自然災害、火災、伝染病・感染症の流行、停電、テロ攻撃等が発生した場合の備えとして「BCP(事業継続計画)」を策定し臨時オフィスの構築等、緊急時における体制整備に努めております。

しかしながら、当社グループの想定を超えた災害が発生した場合、サービス提供の停止を余儀なくされる可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ キャンペーン商品に係るリスク

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行った顧客を対象に、食品キャンペーン等を毎月実施しております。当社グループは、食品の製造・加工を行っておらず、すべてのキャンペーン商品を外部の取引先から仕入れております。

しかしながら、製造元での異物混入等何らかの事由により健康被害を及ぼすおそれのある製品事故が発生した場合、当社キャンペーン商品の回収、キャンペーンの停止等を行う可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ 新型コロナウイルス感染症の影響

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、すべての取引がインターネットを通じたオンラインによるものであるため、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等による当社グループの財政状態及び経営成績等に与える影響は軽微であります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、当社グループの役職員の感染防止策として、時差出勤の奨励、マスクの着用、手洗い、アルコール消毒の徹底、検温等を行い感染防止に努めております。

しかしながら、当社グループの役職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、業務効率の低下その他業務上の制約が生じる可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限された影響により、きわめて厳しい状況で推移しました。各種経済政策の効果などにより一部持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により収束の兆しは見え、国内経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、当社グループの関連する外国為替市場におきましては、期初には感染症の世界的流行や米中貿易摩擦の長期化により比較的ボラティリティが高い状況となりましたが、その影響は徐々に弱まり、7月以降は米国大統領選挙や感染症のワクチン普及への期待、中国の景気回復といった変動要因はあったものの、ボラティリティは緩やかに推移しました。

この様な状況の中、当社グループは、外出自粛やテレワークの拡大及び長期化によるPCやスマートフォンの利用機会の増加に伴い、FXの取引機会が増加することを見込み、人気通貨ペアのスプレッドの縮小や広告宣伝方法の見直しを行いました。また、タブレット端末での利用も活発になることを想定し、より快適な利用環境を提供すべく、iPad専用アプリのフルモデルチェンジやタブレット専用の取引ツール「LION Tab」のリリース等、タブレットに特化した取引ツールを強化しました。加えて、ボラティリティが低い状況でも取引を減少させないための取り組みとして、魅力的なキャンペーンを実施し、顧客の取引意欲が向上するよう努めました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a . 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して3,432,817千円増加して、91,014,809千円となりました。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末と比較して1,872,926千円増加して、78,830,733千円となりました。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較して1,559,891千円増加して12,184,076千円となりました。

b . 経営成績

当連結会計年度の営業収益は8,732,963千円（前期比3.8%増）、営業利益は2,912,069千円（同3.7%減）、経常利益は2,855,664千円（同3.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,938,262千円（同7.0%減）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ1,948,523千円増加し7,229,873千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により増加した資金は4,330,421千円（前連結会計年度は、1,851,903千円の支出）となりました。これは主に外国為替取引顧客差金（資産）の減少による収入5,400,255千円、外国為替取引預り証拠金の増加による収入4,161,107千円、税金等調整前当期純利益による収入2,851,985千円、外国為替取引差入証拠金の減少による収入1,741,436千円等があった一方、外国為替取引顧客分別金信託の増加による支出8,413,000千円、外国為替取引自己取引差金（負債）の減少による支出986,363千円、外国為替取引顧客未払金の減少による支出624,143千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動により支出した資金は302,330千円（前連結会計年度は、1,183,896千円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出12,485,000千円、無形固定資産の取得による支出32,087千円、有形固定資産の取得による支出20,442千円があった一方、定期預金の払戻による収入12,235,000千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動により支出した資金は2,123,298千円(前連結会計年度は、4,212,789千円の収入)となりました。これは主に短期借入金の純減額1,700,000千円、自己株式の取得による支出295,626千円、配当金の支払額198,859千円等があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 販売実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、販売実績の記載になじまないため、当該記載を以下(a)～(d)に置き換えて記載しております。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(a) 営業収益

(単位：千円)

区分	第17期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第18期連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
営業収益			
外国為替取引損益	8,412,025	8,731,007	103.7
その他の営業収益	204	1,955	954.9
合計	8,412,230	8,732,963	103.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 外国為替取引預り証拠金

(単位：千円)

区分	第17期連結会計年度 (2020年3月31日)	第18期連結会計年度 (2021年3月31日)	前年同期比 (%)
外国為替取引預り証拠金	61,234,521	65,395,629	106.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(c) 通貨別取引高

区分	第17期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第18期連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
米ドル/円 (百万米ドル)	2,093,508	2,385,046	113.9
ユーロ/円 (百万ユーロ)	208,072	330,471	158.8
ポンド/円 (百万ポンド)	639,735	617,867	96.6
豪ドル/円 (百万豪ドル)	288,434	449,871	156.0
NZドル/円 (百万NZドル)	43,222	58,892	136.3
南アフリカランド/円 (百万ランド)	86,170	67,747	78.6
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	182,116	567,912	311.8
ポンド/米ドル (百万ポンド)	123,389	394,242	319.5
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	28,036	155,256	553.8
その他 (百万通貨単位)	170,532	431,402	253.0
合計 (百万通貨単位)	3,863,218	5,458,711	141.3

- (注) 1. 通貨別取引高には外国為替証拠金取引業者とのホワイトラベルサービス取引及びカバー取引を含んでおります。
2. 当社及び連結子会社3社(JFX株式会社、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limited)の合算数値を記載しております。

(d) 自己資本規制比率

(ヒロセ通商株式会社)

(単位：千円)

区分		第17期事業年度末 (2020年3月31日)	第18期事業年度末 (2021年3月31日)
基本的項目	(A)	9,563,260	10,982,971
補完的項目	(B)	1,057,271	1,053,983
	その他有価証券評価差額金(評価益)等	57,271	53,983
	金融商品取引責任準備金等		
	一般貸倒引当金		
	長期劣後債務		
	短期劣後債務	1,000,000	1,000,000
控除資産	(C)	997,346	1,125,484
固定化されていない自己資本	(A) + (B) - (C)	9,623,184	10,911,470
リスク相当額	(F) + (G) + (H)	1,291,851	1,474,083
	市場リスク相当額	562	1,302
	取引先リスク相当額	179,120	197,234
	基礎的リスク相当額	1,112,167	1,275,546
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	744.9%	740.2%

(JFX株式会社)

(単位：千円)

区分		第17期事業年度末 (2020年3月31日)	第18期事業年度末 (2021年3月31日)
基本的項目	(A)	1,263,278	1,367,107
補完的項目	(B)		
	その他有価証券評価差額金(評価益)等		
	金融商品取引責任準備金等		
	一般貸倒引当金		
	長期劣後債務		
	短期劣後債務		
控除資産	(C)	60,782	48,652
固定化されていない自己資本	(A) + (B) - (C)	1,202,496	1,318,455
リスク相当額	(F) + (G) + (H)	125,947	148,934
	市場リスク相当額		
	取引先リスク相当額	3,077	3,932
	基礎的リスク相当額	122,870	145,002
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	954.7%	885.2%

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して3,432,817千円増加して、91,014,809千円となりました。これは主に外国為替取引顧客分別金信託の増加8,413,000千円、現金及び預金の増加1,691,319千円、外国為替取引自己取引差金（資産）の増加238,421千円等があった一方、外国為替取引顧客差金（資産）の減少5,400,255千円、外国為替取引差入証拠金の減少1,741,436千円、外国為替取引自己取引未収入金の減少45,428千円等により、流動資産が3,448,643千円増加したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末と比較して1,872,926千円増加して、78,830,733千円となりました。これは主に外国為替取引預り証拠金の増加4,161,107千円、外国為替取引顧客差金（負債）の増加1,095,341千円等があった一方、短期借入金の減少1,700,000千円、外国為替取引自己取引差金（負債）の減少986,363千円、外国為替取引顧客未払金の減少624,143千円等により流動負債が2,865,907千円増加したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較して1,559,891千円増加して12,184,076千円となりました。これは主に利益剰余金が1,739,403千円増加した一方、自己株式の取得により295,154千円減少したことによるものです。

b . 経営成績の分析

(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は8,732,963千円(前期比3.8%増)となりました。これは主にボラティリティが低い状況でも取引高を減少させないための取り組みとして、顧客向けの取引ツールのリリースや魅力的なキャンペーン等を実施したことによるものです。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は2,912,069千円(前期比3.7%減)となりました。これは主に営業収益が前連結会計年度と比較して320,733千円増加した一方、営業費用が433,660千円増加したことによるものです。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は2,855,664千円(前期比3.9%減)となりました。これは主に、営業利益が112,926千円減少したことによるものです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は1,938,262千円(前期比7.0%減)となりました。これは主に、経常利益が117,112千円減少したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下の通りであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、カバー取引を行うためにカウンターパーティに差入れている外国為替取引差入証拠金であります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は主に自己資金及び金融機関等からの借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は7,000,000千円となっており、現金及び現金同等物の残高は7,229,873千円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大後においても、事業運営上必要な資金の流動性は十分に確保できていることから、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響による追加の資金調達の必要性は高まっておりません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものはありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主要な事業は外国為替証拠金取引事業であり、顧客の取引高が当社グループの業績に重要な影響を及ぼします。顧客の取引高は為替の変動率が高いときには増加する傾向にあり、反対に為替の変動率が低いときには減少する傾向にあることから、為替変動率は経営成績に重要な影響を与える要因であると考えております。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針について

国内の外国為替証拠金取引業界においては、新規顧客の獲得や取引高の増加に向けた競争が激化しております。このような環境の中、当社グループでは顧客基盤の拡大を目指し、少額からの取引が可能な仕組みの導入、顧客にとって使い勝手のよい取引システムの構築、丁寧な電話対応サービス、独自性の高いキャンペーンの実施等に取り組んでまいりました。

また、これらの施策を国内だけでなく海外でも行うべく英国にHIROSE FINANCIAL UK LTD.及びLION PAYMENT UK LTD.、香港にHIROSE TRADING HK LIMITED及びHIROSE FINANCIAL LIMITED、マレーシアにHirose Financial MY Limited及びHIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.を設立し、更なる業容の拡大を目指しております。

しかしながら、今後も成長を続けていくには国内外の顧客からの信頼獲得や人材の育成が不可欠と考えております。そのために当社グループがこれまで培ってきたノウハウを最大限に活かしてブランディングの強化を行うとともに、世界中の顧客に対して質の高い取引環境やサービスを提供していけるよう努めていく所存であります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 保証金分別信託契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商(株) (当社)	(株)三井住友銀行 及び受益者代理人	顧客区分管理信託契約	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理に関する契約	2011年7月22日から 2012年6月30日まで 当社(委託者)が(株)三井住友銀行(受託者)に対し、他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として本件信託契約の期間を延長しない旨を書面により申し出た場合であって受託者が相当と認めて承諾した場合を除き、同一条件にて1年間更新
JFX(株) (連結子会社)	(株)三井住友銀行 及び受益者代理人	顧客区分管理信託契約	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理に関する契約	2009年12月30日から 2010年12月30日まで (株)三井住友銀行(受託者)またはJFX(株)(委託者)の一方が受益者代理人の承諾を得て、書面による契約終了の意思表示をした場合を除き、同一条件にて1年間更新

(2) 業務委託契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商(株) (当社)	(株)インターネット イニシアティブ	IIJ Raptorサービス利用契約	外国為替証拠金取引システムの利用、保守メンテナンスに関する契約	2013年5月26日から 2016年8月31日まで 当事者の一方から別段の通知がない限り、同一条件にて1年間更新
JFX(株) (連結子会社)	(株)インターネット イニシアティブ	IIJ Raptorサービス利用契約	外国為替証拠金取引システムの利用、保守メンテナンスに関する契約	2013年5月26日から 2016年8月31日まで 当事者の一方から別段の通知がない限り、同一条件にて1年間更新

(3) ボンド・ファシリティ契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商(株) (当社)	(株)三井住友銀行	ボンド・ファシリティ契約	外国為替証拠金取引において、カバー先へ差入れる証拠金に代用する銀行保証状の発行に関する契約	2020年9月18日から 2021年9月17日まで

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度については、顧客の利便性向上のためのシステム開発費用等により、42,305千円の設備投資を実施いたしました。これらの設備投資には有形固定資産のほか、無形固定資産が含まれております。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウエア	その他	合計	
本社 (大阪市西区)	業務施設及び 外国為替取引 システム等	84,331	1,228	13,097	38,718	246	137,622	64 〔1〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権であります。
 4. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
 5. 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪市西区)	本社事務所	1,276.51	26,884
倉庫 (大阪市大正区)	物流倉庫 (1カ所)	809.20	18,000

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウエア	その他	合計	
JFX株式会社	本社 (東京都 中央区)	業務施設等	7,001		1,826	331		9,158	13

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)を記載しております。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウエア	その他	合計	
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	本社 (英国 ロンドン)	業務施設等			292			292	[1]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,124,000
計	18,124,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,594,000	6,594,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	6,594,000	6,594,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(第3回新株予約権)

決議年月日	2016年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	2,250 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 225,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	701 (注) 2
新株予約権の行使期間	2017年7月1日から 2023年7月28日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 701 資本組入額 351
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2017年7月1日から2023年7月28日までとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、2017年3月期乃至2019年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載さ

れる連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合：30%
- (b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合：60%
- (c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合：100%

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の事項に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記４．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(第4回新株予約権)

決議年月日	2016年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	955 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 95,500 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,148 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年9月30日から 2026年9月13日まで (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148 資本組入額 574
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2018年9月30日から2026年9月13日までとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の事項に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した個数及び株数を減じた数であります。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)	363,000	6,224,000	54,450	845,118		389,198
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)	12,000	6,236,000	1,800	846,918		389,198
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)	254,500	6,490,500	92,916	939,834	92,916	482,114
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)	4,500	6,495,000	3,791	943,625	3,791	485,905
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)	99,000	6,594,000	37,237	980,863	37,237	523,143

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	14	89	27	12	17,826	17,969	
所有株式数(単元)		26	823	1,606	2,048	12	61,400	65,915	2,500
所有株式数の割合(%)		0.04	1.25	2.44	3.11	0.02	93.15	100.00	

(注) 自己株式230,233株は、「個人その他」に2,302単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
細合 俊一	大阪府八尾市	624,000	9.80
友延 雅昭	奈良県生駒市	567,000	8.90
渋谷 誠一	徳島県鳴門市	430,000	6.75
石原 愛	大阪市東淀川区	336,800	5.29
松井 隆司	大阪市東淀川区	316,800	4.97
野市 裕作	奈良県生駒市	286,800	4.50
衣川 貴裕	大阪市北区	256,800	4.03
松田 弥	大阪府東大阪市	216,800	3.40
村井 昌江	東京都町田市	201,000	3.15
Maicos International Company Limited (常任代理人 鈴木トヨ工)	中国 香港 (愛知県豊橋市)	129,500	2.03
計		3,365,500	52.88

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であった細合 俊一氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

2. 上記のほか当社所有の自己株式230,233株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,361,300	63,613	
単元未満株式	普通株式 2,500		
発行済株式総数	6,594,000		
総株主の議決権		63,613	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。
 自己保有株式 33株

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヒロセ通商株式会社	大阪市西区新町1-3-19 MGビルディング	230,200		230,200	3.49
計		230,200		230,200	3.49

(注)上記の他に単元未満株式として自己株式を33株所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年7月30日)での決議状況 (取得期間2020年7月31日～2020年8月31日)	150,000	375,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	150,000	295,050
残存決議株式の総数及び価額の総額		79,950
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		21.32
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		21.32

(注) 自己株式の取得方法は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	47	104
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	230,233		230,233	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり31円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めておりません。

(注) 基準日が第18期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
2021年6月25日 定時株主総会決議	197,276千円	31円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、社会等のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させると考えております。そのため効率性と透明性の確保された組織運営は必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みが重要であると考えております。

更に、当社は第一種金融商品取引業者として、積極的にコンプライアンス体制の構築に努め、法令、定款及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能の充実を図っております。

また、今後もステークホルダーの信頼を得るためにコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに迅速かつ適切な情報開示を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、「会社法の一部を改正する法律」が2015年5月1日に施行されたことを受け、2016年6月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を図るため、当該体制を採用しております。

イ 取締役会

取締役会は、代表取締役社長を議長とした取締役9名(監査等委員である社外取締役3名を含む)で構成され、毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では「取締役会規程」で定められた決議事項に基づき、グループ全体の経営方針やその他経営全般に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役が子会社の取締役を兼任することで、必要に応じて当社取締役会において子会社における業務運営につき適切な報告及び審議がなされる体制となっております。

ロ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。

監査等委員である取締役は、監査の独立性を確保しながら取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、監査等委員会を開催し、監査情報の共有を図り、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役社長と定期的に会合をもつ等、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行い、会計監査人とは3ヶ月に1回その他必要に応じて意見交換を行い、監査内容の報告を受ける他、情報共有を図っております。更に内部監査室からの報告を通じて監査の有効性及び実効性の向上を図っております。

ハ 内部監査室

当社及び子会社の内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室長を長とする内部監査室を設置し、監査計画及び「内部監査規程」に基づいて被監査部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価しております。また、内部監査室は当社及び子会社の監査結果を代表取締役社長に報告し、被監査部門の実態、問題点、課題についての検討を行い、当社の健全かつ適切な業務運営の遂行に努めております。

ニ 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役(うち社外取締役1名)、部門長及び各部門の次長職1名で構成され、毎月原則2回、その他必要に応じて臨時に開催しております。各部門の報告事項をもとに情報の共有を図るとともに、会社の全般的方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ホ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役（うち社外取締役1名）、各部門長及び内部管理部長の指名による役職員で構成され、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令及び当社規程の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。）

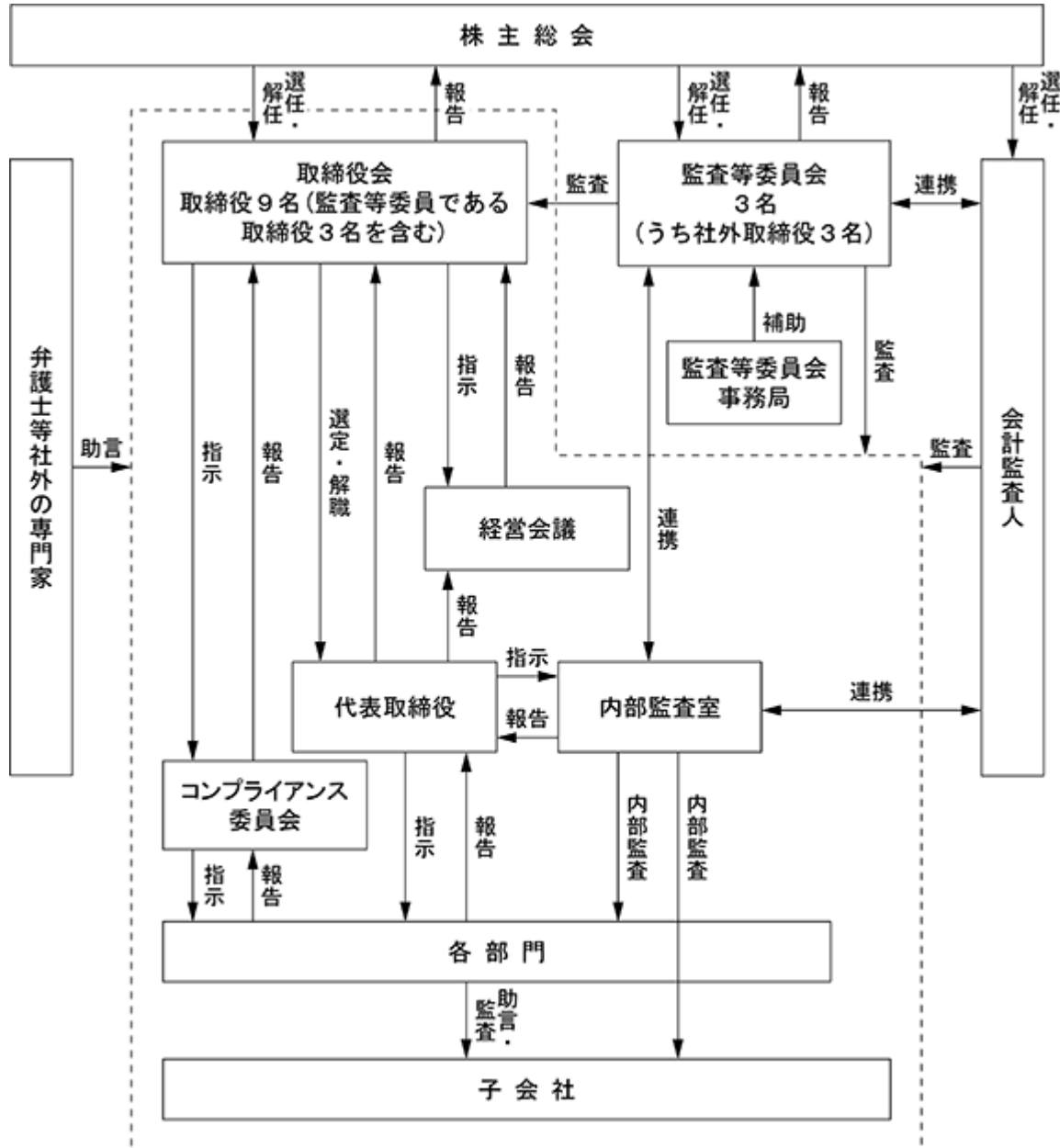
役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	野市裕作				
取締役	衣川貴裕				
取締役	友延雅昭				
取締役	石原愛				
取締役	松井隆司				
取締役	美濃出真吾				
社外取締役	丸茂英雄			(オブザーバー)	(オブザーバー)
社外取締役	津田和義				
社外取締役	藪内正樹				
その他部門長・次長職					

企業統治に関するその他の事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社グループの役員及び管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

コーポレート・ガバナンスの体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の図のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、2006年5月1日より施行された会社法に則り、2008年7月11日に開催した取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しました。その後の会社法改正及び監査等委員会設置会社への移行等を踏まえ、取締役会において内容の一部変更を決議しております。その要旨は以下のとおりであります。

イ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。
- (b) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。
- (c) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。
- (d) コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通報者保護に配慮することでその実効性を高めております。
- (e) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時代表取締役社長に報告しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書（電磁的記録を含む）は社内規程（「文書管理規程」等）に従い適切に保存及び管理しております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めております。
- (b) リスクが顕在化し危機が発生した場合は、代表取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。
- (b) 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。
- (c) 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

- e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、管理部を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社管理部は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社管理部門の担当取締役は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。
- f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置しております。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。
- g 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会は、当該使用人に対して監査等委員の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査等委員以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
- (b) 監査等委員会を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- h 監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員会と協議して定めた事項について監査等委員会に報告することとしております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- (b) 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
当社子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員に報告することとしております。
また、当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- (c) 当社は、上記(a)、(b)の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。

- i 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。
- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。
 - (b) 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
 - (c) 監査等委員は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。

ロ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
- (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
- (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
- (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
- (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
- (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

(c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組内容を記載しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

コンプライアンス体制の整備及びリスク管理体制の整備状況

当社は、金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備、当社業務の健全性と適切性を確保するための施策の実施及びその実施状況の監視を行っております。また当社事業に関するリスクについて、法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本にリスク管理規程及び危機管理規程等に基づいて、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、経営の健全性及び安全性確保に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員（監査役であった者を含む）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

なお、2016年6月28日開催の定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更により、監査役の責任免除については、当該株主総会終結前の行為についての責任を除き、責任免除の規定を廃止しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

これは取締役が、期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	野市 裕作	1978年7月31日	2004年5月 2007年10月 2008年2月 2012年10月 2019年4月	当社 入社 当社 管理部長 当社 取締役広報部長 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	286,800
専務取締役 内部管理部長	衣川 貴裕	1978年1月6日	2004年5月 2007年5月 2007年10月 2008年2月 2009年6月 2012年10月 2014年10月 2015年6月 2015年6月 2020年11月	当社 入社 当社 取締役業務IT担当 当社 取締役管理本部担当 当社 取締役内部管理部長 JFX株式会社取締役(現任) HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 当社 専務取締役内部管理部長 (現任) LION PAYMENT UK LTD. 取締役(現任)	(注) 3	256,800
常務取締役 業務本部長 広報部長	友延 雅昭	1967年9月23日	2004年3月 2007年10月 2008年2月 2008年6月 2014年10月 2015年6月 2019年4月	当社 設立 取締役監査担当 当社 取締役内部監査担当 当社 取締役本部長 当社 常務取締役業務本部長(現任) Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任) 当社 広報部長(現任)	(注) 3	567,000
取締役 業務部長	石原 愛	1976年1月16日	2004年5月 2007年10月 2008年2月	当社 入社 当社 業務本部統括部長 当社 取締役業務部長(現任)	(注) 3	336,800
取締役 マーケティング部長	松井 隆司	1976年10月7日	2004年5月 2007年10月 2008年2月 2021年4月	当社 入社 当社 業務部長 当社 取締役経営企画室長 当社 取締役マーケティング部長 (現任)	(注) 3	316,800
取締役 管理部長	美濃出真吾	1981年8月4日	2008年1月 2014年3月 2014年4月 2021年6月	当社 入社 JFX株式会社 取締役(現任) 当社 管理部長 当社 取締役管理部長(現任)	(注) 3	6,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	丸茂 英雄	1972年 9 月 7 日	2014年 7 月 2016年 7 月 2017年 6 月	財務省近畿財務局証券取引等監視官・証券検査官(専門官・弁護士)として出向 神戸伊藤町法律事務所 開設 共同代表(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	津田 和義	1966年 1 月13日	2003年 8 月 2008年 3 月 2008年 8 月 2015年 3 月 2016年 6 月	株式会社エム・エム・ティー取締役 株式会社ブレイントラスト設立代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務所開設代表(現任) 当社 社外監査役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	藪内 正樹	1973年10月 3 日	2010年 4 月 2010年 9 月 2016年 6 月 2018年 4 月	藪内法律事務所開設代表 当社 社外監査役 当社取締役(監査等委員)就任(現任) H&S法律事務所 入所(現任)	(注) 4	
計						1,770,600

- (注) 1. 取締役(監査等委員)丸茂英雄、津田和義及び藪内正樹は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
 委員長 丸茂英雄、委員 津田和義、委員 藪内正樹
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

社外取締役 丸茂 英雄は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通していることから、主にコンプライアンスの観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社と社外取締役 丸茂 英雄との間には、人的関係、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 津田 和義は、公認会計士の資格を有しており、会計の専門知識及び会社の管理体制構築に関する業務に精通していることから、主に内部統制の有効性の観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社と社外取締役 津田 和義の間には、人的関係、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 藪内 正樹は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通していることから、主にコンプライアンスの観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社と社外取締役 藪内 正樹の間には、人的関係、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

上記の理由により、監査等委員である社外取締役それぞれが専門的な知識を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、社外取締役は専門的な知見から客観的・中立的に経営全般を監視・監査しており、当社経営陣の監督機能として重要な役割を果たすとともに、会計監査人や内部監査室と定期的にミーティングを行う等の方法で連携をとり、効果的な監査体制の構築を図っております。

なお、当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任に当たっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査等委員会は、社外取締役全員で構成されているため、下記(3)「監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査室との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。

監査等委員は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室等と緊密な連携を保ち、また会計監査人と定期的な意見交換を行い、法令等を遵守した監査がなされているかの確認を行う等、監査報告書への意見形成に至る過程について説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互連携を図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を20回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
丸茂 英雄	20回	20回
津田 和義	20回	20回
藪内 正樹	20回	20回

監査等委員会における主な検討事項として、内部監査室長から年間監査計画に沿った監査報告と結果を受け、必要に応じて検討をしております。

内部監査の状況

当社は、当社の業務全般の内部管理体制の適切性・有効性を検証することを目的として、代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置のうえ担当者1名を配置し、「内部監査規程」に基づいて会社業務の全般に対する監査を定期的に行っております。内部監査室は、実施した監査の方法、内容及び結果等について監査調書を作成し、その他証憑等に基づいて原則として1ヶ月以内に内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出しております。問題点が認められた場合には、被監査部門の長に対し改善指示通知書によりその対策を命じております。被監査部門は、改善指示通知書に基づき指摘事項の改善実施の可否、改善計画等、改善措置の状況を記載した改善措置回答書を、改善指示通知書受取時点から原則1ヶ月以内に作成し、内部監査室長を経由して代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査室は、指摘・助言・改善提案事項等の措置・実行状況につき、適宜、調査・確認を行い、その結果を代表取締役社長及び必要に応じ関係役員に報告しております。更に、監査等委員会や会計監査人との連携を保ち、必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性を高め、内部統制組織が十分機能するよう努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：岸野 勝

指定有限責任社員 業務執行社員：安場 達哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、適切な会計監査が実施されるよう、主として以下の項目について検討し、有限責任監査法人トーマツを監査公認会計士等に選定しております。

1. 監査法人の品質管理体制が適切であり、独立性に問題がないこと。
2. 監査計画、監査チームの編成、社員ローテーション等の監査の実施体制に問題がないこと。

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は監査法人に対して評価を行っております。監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツと緊密なコミュニケーションを図り、適時かつ適切な意見交換を行い、監査状況を把握したうえで、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性等の観点から総合的に評価をしております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,200		30,000	
連結子会社				
計	28,200		30,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社		2,360		4,670
連結子会社		1,380		1,747
計		3,740		6,417

当社における非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人に対して、税務コンプライアンス業務等に基づく報酬を支払っております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人に対して、税務コンプライアンス業務等に基づく報酬を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模や業務の特性等に照らして監査日数・業務の内容等を勘案の上で監査等委員会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり定めております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう業績に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、固定報酬及び個人目標報酬により構成し、監査等委員である取締役の基本報酬は、固定報酬のみで構成する。

固定報酬は、役位、在任年数、職務を基準として年額を決定し、その12分の1を月額とする。

取締役社長を除く取締役の個人目標報酬は、自己評価及び取締役社長の評価により定められた評価に基づき、役員報酬規程で定める係数にあてはめて算出した係数を取締役各人の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。取締役社長の個人目標報酬は、役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を取締役社長の固定報酬に乗じた額の12分の1を月額とする。個人目標報酬がマイナスとなる場合には、当該マイナス額を当該取締役各人の業績連動報酬を減額する。ただし、当該取締役各人の業績連動報酬額を超える減額はしないものとする。

基本報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

3．業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬に係る指標は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結経常利益とする。

取締役各人の業績連動報酬は、連結経常利益に役員報酬規程で定める算式をあてはめて算出した係数を上限とし、その範囲内の係数に取締役各人の固定報酬月額を乗じた額の12分の1を月額とする。

業績連動報酬は暦月計算とし、月例報酬として支給する。

4．基本報酬の額または業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績に応じて変動する仕組みとしており、業績の向上により、業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき取締役会にて決定する。なお、役員報酬規程については取締役会にて定める。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査等委員会にて協議のうえ決定する。

当事業年度における役員の報酬の額の決定過程における取締役会等の活動内容については、当事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員会にて協議のうえ決定しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が「役員報酬規程」に基づき検討を行った結果、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断いたしました。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）の実績は2,855,664千円となりました。

(目標については、現時点では業績予想を公表しておらず、非公表であります。)

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、決議の内容は取締役(監査等委員であるものを除く。)年間報酬総額の上限を1,000百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員年間報酬総額の上限を100百万円とするものです。

また、定款で定める取締役(監査等委員であるものを除く。)の定員数は10名以内(本有価証券報告書提出日現在は6名。)、監査等委員の定員数は5名以内(本有価証券報告書提出日現在は3名。)と定められています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	370,440	220,680	149,760		6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)					
社外役員	15,600	15,600			3

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構から発信される会計基準の新設・改正等に関する情報を入手しております。また社内研修や監査法人等の行うセミナー等にも積極的に参加し、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 11,693,551	1 13,384,871
外国為替取引顧客分別金信託	48,353,110	56,766,110
外国為替取引顧客差金	16,758,615	11,358,360
外国為替取引顧客未収入金	362,515	535,433
外国為替取引差入証拠金	9,604,931	7,863,495
外国為替取引自己取引差金		238,421
外国為替取引自己取引未収入金	119,727	74,299
貯蔵品	53,909	85,449
未収入金	46,594	39,698
未収還付消費税等	244,314	341,293
前払費用	34,823	34,257
その他	3,746	2,874
貸倒引当金	6,960	7,040
流動資産合計	87,268,881	90,717,524
固定資産		
有形固定資産		
建物	158,577	160,835
減価償却累計額	61,475	69,503
建物(純額)	97,102	91,332
車両運搬具	19,948	19,948
減価償却累計額	17,491	18,720
車両運搬具(純額)	2,457	1,228
器具備品	60,439	70,384
減価償却累計額	50,882	53,147
器具備品(純額)	9,557	17,236
有形固定資産合計	109,116	109,797
無形固定資産		
ソフトウェア	62,151	39,951
ソフトウェア仮勘定		3,824
その他	4,167	3,842
無形固定資産合計	66,318	47,618
投資その他の資産		
長期前払費用	145	49
繰延税金資産	98,329	98,463
差入保証金	29,867	29,113
その他	14,378	17,541
貸倒引当金	5,045	5,299
投資その他の資産合計	137,674	139,868
固定資産合計	313,110	297,284
資産合計	87,581,991	91,014,809

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	61,234,521	65,395,629
外国為替取引顧客差金	263,468	1,358,809
外国為替取引顧客未払金	3,388,852	2,764,708
外国為替取引自己取引差金	1,016,450	30,087
外国為替取引自己取引未払金	210,876	180,539
短期借入金	1、2、3 7,700,000	1、2、3 6,000,000
1年内返済予定の長期借入金		1,000,000
未払金	568,367	500,018
未払費用	47,385	47,988
未払法人税等	397,642	549,414
賞与引当金	72,087	64,194
その他	205,245	79,413
流動負債合計	75,104,897	77,970,804
固定負債		
長期借入金	1,000,000	
長期未払金	779,254	779,254
退職給付に係る負債	53,441	59,945
資産除去債務	20,213	20,729
固定負債合計	1,852,909	859,928
負債合計	76,957,806	78,830,733

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	943,625	980,863
資本剰余金	504,935	542,173
利益剰余金	9,175,064	10,914,467
自己株式	26,723	321,878
株主資本合計	10,596,901	12,115,625
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	29,987	14,467
その他の包括利益累計額合計	29,987	14,467
新株予約権	57,271	53,983
純資産合計	10,624,185	12,184,076
負債純資産合計	87,581,991	91,014,809

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
外国為替取引損益	8,412,025	8,731,007
その他の営業収益	204	1,955
営業収益合計	8,412,230	8,732,963
営業費用		
販売費及び一般管理費	¹ 5,387,233	¹ 5,820,894
営業利益	3,024,996	2,912,069
営業外収益		
受取利息	1,317	952
為替差益	5,486	
助成金収入	414	6,148
その他	631	518
営業外収益合計	7,849	7,619
営業外費用		
支払利息	59,869	59,373
支払手数料		471
為替差損		4,179
その他	200	
営業外費用合計	60,069	64,024
経常利益	2,972,777	2,855,664
特別利益		
新株予約権戻入益	1,642	
特別利益合計	1,642	
特別損失		
固定資産除却損	² 25,370	² 3,679
特別損失合計	25,370	3,679
税金等調整前当期純利益	2,949,048	2,851,985
法人税、住民税及び事業税	870,500	913,857
法人税等調整額	4,496	134
法人税等合計	866,003	913,722
当期純利益	2,083,045	1,938,262
親会社株主に帰属する当期純利益	2,083,045	1,938,262

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
当期純利益	2,083,045	1,938,262
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	25,359	44,455
その他の包括利益合計	1 25,359	1 44,455
包括利益	2,057,685	1,982,717
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,057,685	1,982,717

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	939,834	501,144	7,284,329	26,657	8,698,650	4,628	61,330	8,755,352
当期変動額								
新株の発行	3,791	3,791			7,582			7,582
剰余金の配当			192,310		192,310			192,310
親会社株主に帰属する当期純利益			2,083,045		2,083,045			2,083,045
自己株式の取得				65	65			65
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						25,359	4,059	29,418
当期変動額合計	3,791	3,791	1,890,734	65	1,898,251	25,359	4,059	1,868,833
当期末残高	943,625	504,935	9,175,064	26,723	10,596,901	29,987	57,271	10,624,185

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	943,625	504,935	9,175,064	26,723	10,596,901	29,987	57,271	10,624,185
当期変動額								
新株の発行	37,237	37,237			74,475			74,475
剰余金の配当			198,859		198,859			198,859
親会社株主に帰属する当期純利益			1,938,262		1,938,262			1,938,262
自己株式の取得				295,154	295,154			295,154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						44,455	3,288	41,167
当期変動額合計	37,237	37,237	1,739,403	295,154	1,518,723	44,455	3,288	1,559,891
当期末残高	980,863	542,173	10,914,467	321,878	12,115,625	14,467	53,983	12,184,076

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,949,048	2,851,985
減価償却費	79,090	60,428
貸倒引当金の増減額（は減少）	5,942	334
賞与引当金の増減額（は減少）	9,020	7,892
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	5,933	6,503
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	1,159,900	
長期未払金の増減額（は減少）	779,254	
受取利息及び受取配当金	1,317	952
支払利息	59,869	59,373
為替差損益（は益）	6,744	724
固定資産除却損	25,370	3,679
新株予約権戻入益	1,642	
外国為替取引顧客分別金信託の増減額（は増加）	2,092,110	8,413,000
外国為替取引顧客差金（資産）の増減額（は増加）	8,738,590	5,400,255
外国為替取引顧客未収入金の増減額（は増加）	102,022	172,917
外国為替取引差入証拠金の増減額（は増加）	4,376,576	1,741,436
外国為替取引自己取引差金（資産）の増減額（は増加）	479,323	238,421
外国為替取引自己取引未収入金の増減額（は増加）	489,042	45,428
貯蔵品の増減額（は増加）	5,833	31,539
未収入金の増減額（は増加）	4,466	6,516
未収還付消費税等の増減額（は増加）	24,937	96,978
前払費用の増減額（は増加）	1,187	37
外国為替取引預り証拠金の増減額（は減少）	9,404,734	4,161,107
外国為替取引顧客差金（負債）の増減額（は減少）	120,110	1,095,341
外国為替取引顧客未払金の増減額（は減少）	618,088	624,143
外国為替取引自己取引差金（負債）の増減額（は減少）	1,016,450	986,363
外国為替取引自己取引未払金の増減額（は減少）	210,876	30,337
未払金の増減額（は減少）	83,809	61,948
未払費用の増減額（は減少）	1,484	477
その他	515,703	379,782
小計	712,127	5,148,842
利息及び配当金の受取額	1,251	1,104
利息の支払額	62,035	58,645
法人税等の支払額	1,078,992	760,880
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,851,903	4,330,421

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	7,460,000	12,485,000
定期預金の払戻による収入	6,340,000	12,235,000
有形固定資産の取得による支出	9,883	20,442
無形固定資産の取得による支出	53,779	32,087
長期前払費用の取得による支出	126	
その他	106	199
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,183,896	302,330
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,900,000	1,700,000
長期借入れによる収入	1,000,000	
長期借入金の返済による支出	500,000	
株式の発行による収入	5,166	71,187
自己株式の取得による支出	65	295,626
配当金の支払額	192,310	198,859
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,212,789	2,123,298
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,614	43,730
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,158,374	1,948,523
現金及び現金同等物の期首残高	4,122,974	5,281,349
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,281,349	1 7,229,873

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

JFX株式会社

HIROSE FINANCIAL UK LTD.

HIROSE TRADING HK LIMITED

Hirose Financial MY Limited

HIROSE FINANCIAL LIMITED

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN.BHD.

LION PAYMENT UK LTD.

なお、ライオンコイン株式会社については、当連結会計年度において清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIROSE TRADING HK LIMITED、Hirose Financial MY Limited、HIROSE FINANCIAL LIMITED、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN.BHD.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、在外子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～22年

車両運搬具 4年～5年

器具備品 2年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用
均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客毎に合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(資産)、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定にそれぞれ計上しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、すべての取引がインターネットを通じたオンラインによるものであるため、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等による事業への影響については限定的であります。

そのため、新型コロナウイルス感染症による当社グループの翌連結会計年度以後の業績に与える影響は軽微、もしくはマイナスの影響は生じないものと仮定し、当連結会計年度の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金の担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2,070,000 千円	2,320,000 千円

担保付債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	5,700,000 千円	4,200,000 千円

(2) 当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2,400,000 千円	2,400,000 千円
被保証債務残高	千円	千円
債務保証の極度額	12,000,000 千円	12,000,000 千円

(3) 金融機関とカバー取引を行うに当たり、先物外国為替取引契約に基づき、当該カバー取引に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,175,000 千円	1,175,000 千円

2 当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関等と当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・ファシリティ契約の総額	10,700,000 千円	10,700,000 千円
借入実行残高	7,700,000 千円	6,000,000 千円
差引額	3,000,000 千円	4,700,000 千円

3 財務制限条項

前連結会計年度(2020年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 2,400百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A) の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B) 表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること(なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。)

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

報告書等における有利子負債(社債を含む)の合計金額が、現金、預金(ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く)及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を200万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分(2020年11月2日から2021年3月13日までの期間は日本時間午前7時00分とする)における店頭デリバティブ取引の残高は500万USドル未満に維持すること。

の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 2,400百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A) の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B) 表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲相場)(以下、「本件レート」という。)のうち の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること(なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。)

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を200万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分(米国東部標準時(冬時間)適用期間は日本時間午前7時00分とする)における店頭デリバティブ取引の残高は500万USドル未満とすること。

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

報告書等における有利子負債(社債を含む)の合計金額が、現金、預金(ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く)及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
システム使用料	1,687,230 千円	1,905,815 千円
役員報酬	448,353 千円	421,560 千円
給与手当等	368,756 千円	396,428 千円
退職給付費用	9,009 千円	7,407 千円
賞与引当金繰入額	72,087 千円	64,153 千円
役員退職慰労引当金繰入額	95,791 千円	千円
貸倒引当金繰入額	6,716 千円	3,857 千円
支払手数料	714,756 千円	756,382 千円
広告宣伝費	914,428 千円	1,219,893 千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	千円	3,568 千円
器具備品	0 千円	110 千円
ソフトウェア	7,914 千円	千円
ソフトウェア仮勘定	17,455 千円	千円
計	25,370 千円	3,679 千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	25,359 千円	44,455 千円
その他の包括利益合計	25,359 千円	44,455 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,490,500	4,500		6,495,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 4,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	80,152	34		80,186

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 34株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年有償ストック・オプションとしての 新株予約権					3,840	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての 新株予約権					53,431	
合計						57,271	

(注) スtock・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式数の記載を省略しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	192,310	30	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	198,859	31	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,495,000	99,000		6,594,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 99,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	80,186	150,047		230,233

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2020年7月30日の取締役会決議による自己株式の取得 150,000株

単元未満株式の買取りによる増加 47株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年有償ストック・オプションとしての新株予約権					2,700	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権					51,283	
合計						53,983	

(注) スtock・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式数の記載を省略しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	198,859	31	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	197,276	31	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	11,693,551 千円	13,384,871 千円
外国為替取引預り証拠金の分別管理 を目的とするもの	737,202 千円	229,998 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	5,675,000 千円	5,925,000 千円
現金及び現金同等物	5,281,349 千円	7,229,873 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、顧客との相対取引により外国為替証拠金取引等の外国通貨に関わる店頭デリバティブ取引を行っております。顧客との外国為替証拠金取引は、預り証拠金の入金により開始され、インターネットを経由して注文・受諾により成立いたします。また、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、適時カウンターパーティに対しカバー取引を行っております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に自己資本及び金融機関等からの借入金によって賄っております。また、余剰資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しており、市場リスクを伴う投機的な取引は一切行わない方針であります。

当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。また、在外子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにおいて、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、現地の法令等に基づいて自己の固有財産と区分して管理しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループは、顧客との間で外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を行っております。このうち、外国為替証拠金取引は少ない資金を担保として大きな金額の取引を行うことができることから顧客は預け入れた証拠金以上の損失を被る可能性があります。その場合には、当該顧客に対して発生した金銭債権について信用リスクが発生いたします。一方、バイナリーオプション取引は、権利行使時の為替相場水準により、顧客が支払ったプレミアム以上の利益を受け取ることができるが、若しくは支払ったプレミアムの全額を失うという取引であるため、顧客は支払ったプレミアム以上の損失を被ることがありません。そのため、バイナリーオプション取引では、顧客に対する信用リスクは発生いたしません。

当社及び国内子会社において外国為替証拠金取引等を行う顧客から受け入れた預り資産は、信託業務を行っている銀行と契約を結び、外国為替取引顧客分別金信託として金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。当該信託財産は、信託法により信託先の破綻リスクから保護されております。また、在外子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにおける外国為替証拠金取引等に関する顧客からの預り資産は外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されておりますが、在外子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.においては、各外貨にて保管しているため実質的にリスクは負担しておりません。

当社グループは、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するためにカウンターパーティを相手方とするカバー取引を行っており、カバー取引を行うためにカウンターパーティに差入れている外国為替取引差入証拠金は信用リスクに晒されております。また、カバー取引の際の決済履行に係る債権及び債務は、外貨建て資産及び負債を含んでいるため為替変動リスクに晒されております。

上記の外国為替取引事業においては、カウンターパーティへの証拠金の差入れや、取引に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生します。

現金及び預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。また、在外子会社における現金及び預金は外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、短期借入金は金利の変動リスクに晒されており、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は市場金利の変動に伴う時価の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク相当額は、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、カバー取引業務を行う部門である業務部から独立した管理部が毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを代表取締役社長に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役に報告することにより管理しております。

信用リスクの管理

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行う顧客の損失の拡大を防止する目的で、顧客の有効証拠金の額が必要証拠金の額を下回った時に、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。この制度により顧客に対する信用リスクの軽減を図っております。

カバー取引の利用に当たっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、複数の信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、カウンターパーティに対する信用リスクが顕在化する可能性は小さいものと考えておりますが、カバー取引を行うに当たり、必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、信用リスクの低減を図っております。また、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替変動リスク)の管理

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引であります。顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客の有利に動いた場合は当社の損失に、逆に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクを伴います。当社はこの為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため顧客からの売買注文と同様の売買注文をカウンターパーティへ発注するカバー取引を行うことで為替変動リスクの低減を行っております。なお、カバー取引は担当部門(業務部)が社内規程等により定められた方法で行い、カバー取引の実施状況を管理部において毎日モニタリングすることで、リスクの軽減を図っております。

流動性リスクの管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しております。また、外国為替証拠金取引を行うに当たり、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保する他、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うに当たって必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、手許資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,693,551	11,693,551	
(2) 外国為替取引顧客分別金信託	48,353,110	48,353,110	
(3) 外国為替取引顧客未収入金	362,515	362,515	
(4) 外国為替取引差入証拠金	9,604,931	9,604,931	
(5) 外国為替取引自己取引未収入金	119,727	119,727	
資産計	70,133,836	70,133,836	
(1) 外国為替取引預り証拠金	61,234,521	61,234,521	
(2) 外国為替取引顧客未払金	3,388,852	3,388,852	
(3) 外国為替取引自己取引未払金	210,876	210,876	
(4) 短期借入金	7,700,000	7,700,000	
(5) 長期借入金	1,000,000	998,461	1,538
負債計	73,534,250	73,532,711	1,538
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	15,478,696	15,478,696	

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 外国為替取引顧客分別金信託、(3) 外国為替取引顧客未収入金、(4) 外国為替取引差入証拠金、(5) 外国為替取引自己取引未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 外国為替取引預り証拠金、(2) 外国為替取引顧客未払金、(3) 外国為替取引自己取引未払金、(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,384,871	13,384,871	
(2) 外国為替取引顧客分別金信託	56,766,110	56,766,110	
(3) 外国為替取引顧客未収入金	535,433	535,433	
(4) 外国為替取引差入証拠金	7,863,495	7,863,495	
(5) 外国為替取引自己取引未収入金	74,299	74,299	
資産計	78,624,209	78,624,209	
(1) 外国為替取引預り証拠金	65,395,629	65,395,629	
(2) 外国為替取引顧客未払金	2,764,708	2,764,708	
(3) 外国為替取引自己取引未払金	180,539	180,539	
(4) 短期借入金	6,000,000	6,000,000	
(5) 1年内返済予定の長期借入金	1,000,000	998,473	1,526
負債計	75,340,876	75,339,350	1,526
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	10,207,884	10,207,884	

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 外国為替取引顧客分別金信託、(3) 外国為替取引顧客未収入金、(4) 外国為替取引差入証拠金、(5) 外国為替取引自己取引未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 外国為替取引預り証拠金、(2) 外国為替取引顧客未払金、(3) 外国為替取引自己取引未払金、(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
長期未払金	779,254	779,254

長期未払金は、役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	11,693,551
外国為替取引顧客分別金信託	48,353,110
合計	60,046,661

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	13,384,871
外国為替取引顧客分別金信託	56,766,110
合計	70,150,981

4. 短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)
短期借入金	7,700,000		
長期借入金		1,000,000	
合計	7,700,000	1,000,000	

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)
短期借入金	6,000,000		
1年内返済予定の長期借入金	1,000,000		
合計	7,000,000		

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価(注)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	外国為替証拠金取引 (顧客)				
	売建	139,083,640		14,943,002	14,943,002
	買建	67,059,451		1,552,144	1,552,144
	合計			16,495,147	16,495,147
	外国為替証拠金取引 (カウンターパーティ)				
	売建	43,268,249		22,021	22,021
	買建	98,676,543		1,038,472	1,038,472
	合計			1,016,450	1,016,450

(注) 時価の算定方法 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価(注)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	外国為替証拠金取引 (顧客)				
	売建	124,045,948		4,237,932	4,237,932
	買建	144,567,721		5,761,618	5,761,618
	合計			9,999,550	9,999,550
	外国為替証拠金取引 (カウンターパーティ)				
	売建	87,793,102		147,436	147,436
	買建	55,549,308		355,770	355,770
	合計			208,333	208,333

(注) 時価の算定方法 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。在外子会社については、退職給付制度は設けておりません。なお、当社及び国内子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	47,508千円	53,441千円
退職給付費用	9,009千円	7,407千円
退職給付の支払額	3,076千円	903千円
退職給付に係る負債の期末残高	53,441千円	59,945千円

(2) 退職給付債務と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	53,441千円	59,945千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	53,441千円	59,945千円
退職給付に係る負債	53,441千円	59,945千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	53,441千円	59,945千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度9,009千円 当連結会計年度7,407千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	1,642 千円	千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月14日取締役会決議	2016年9月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社従業員21名 子会社取締役2名 子会社従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 595,000株	普通株式 121,000株
付与日	2016年7月29日	2016年9月29日
権利確定条件	<p>本新株予約権者は、2017年3月期乃至2019年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>(a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合：30%</p> <p>(b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合：60%</p> <p>(c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合：100%</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 2016年9月29日 至 2018年9月30日
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2023年7月28日	自 2018年9月30日 至 2026年9月13日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月14日取締役会決議	2016年9月14日取締役会決議
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	320,000	99,500
権利確定		
権利行使	95,000	4,000
失効		
未行使残	225,000	95,500

単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月14日取締役会決議	2016年9月14日取締役会決議
権利行使価格(円)	701	1,148
行使時平均株価(円)	1,999	2,089
付与日における公正な評価単価(円)	12	537

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金(資本剰余金)に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22,504 千円	32,394 千円
貸倒引当金	1,542 千円	1,620 千円
賞与引当金	22,047 千円	19,415 千円
退職給付に係る負債	16,344 千円	18,333 千円
長期未払金	238,299 千円	238,299 千円
その他	55,565 千円	26,698 千円
繰延税金資産小計	356,303 千円	336,763 千円
評価性引当額	257,974 千円	238,299 千円
繰延税金資産合計	98,329 千円	98,463 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	細合 俊一				(被所有) 直接9.80		自己株式の取得 (注2)	196,700		
役員	松田 弥			当社 取締役	(被所有) 直接3.40		ストック・オプションの権利行使(注1)	66,595		
							自己株式の取得 (注2)	98,350		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. スtock・オプションの権利行使は、2016年7月14日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
2. 自己株式の取得は、2020年7月30日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2020年7月31日の終値によるものであります。なお、当該取引により、細合俊一氏は当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,647円27銭	1,906円12銭
1株当たり当期純利益金額	324円94銭	303円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	312円81銭	294円26銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,083,045	1,938,262
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,083,045	1,938,262
普通株式の期中平均株式数(株)	6,410,501	6,380,643
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	248,574	206,256
(うち新株予約権に係る増加数)	248,574	206,256
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,700,000	6,000,000	0.543	
1年以内に返済予定の長期借入金		1,000,000	2.4	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,000,000			
合計	8,700,000	7,000,000		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	2,189,543	4,241,355	6,238,152	8,732,963
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	776,904	1,367,606	2,012,457	2,851,985
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	542,981	923,676	1,363,567	1,938,262
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	84.64	144.31	213.50	303.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	84.64	59.67	69.19	90.27

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 9,973,829	2 11,981,293
外国為替取引顧客分別金信託	42,644,110	48,966,110
外国為替取引顧客差金	1 16,735,638	1 11,275,250
外国為替取引顧客未収入金	327,763	482,282
外国為替取引差入証拠金	9,601,693	7,859,622
外国為替取引自己取引差金		238,421
外国為替取引自己取引未収入金	119,726	74,299
貯蔵品	52,510	82,906
未収入金	30,020	28,111
未収還付消費税等	210,741	299,964
前払費用	28,717	28,205
その他	7,922	1,088
流動資産合計	79,732,674	81,317,555
固定資産		
有形固定資産		
建物	145,009	147,267
減価償却累計額	55,640	62,936
建物(純額)	89,369	84,331
車両運搬具	19,948	19,948
減価償却累計額	17,491	18,720
車両運搬具(純額)	2,457	1,228
器具備品	47,712	54,271
減価償却累計額	41,075	41,174
器具備品(純額)	6,637	13,097
有形固定資産合計	98,463	98,657
無形固定資産		
ソフトウェア	50,379	38,718
その他	246	246
無形固定資産合計	50,626	38,965
投資その他の資産		
関係会社株式	606,423	721,594
長期前払費用	36	5
繰延税金資産	89,949	90,648
差入保証金	24,082	23,209
その他	9,025	11,946
貸倒引当金	5,043	5,143
投資その他の資産合計	724,475	842,260
固定資産合計	873,565	979,882
資産合計	80,606,239	82,297,438

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	1 55,461,976	1 58,085,020
外国為替取引顧客差金	240,497	1,275,707
外国為替取引顧客未払金	3,354,100	2,711,556
外国為替取引自己取引差金	1,016,450	30,087
外国為替取引自己取引未払金	210,876	180,539
短期借入金	2、4、5 7,700,000	2、4、5 6,000,000
1年内返済予定の長期借入金		1,000,000
未払金	518,680	430,801
未払費用	42,519	42,922
未払法人税等	338,856	531,674
預り金	203,048	75,670
賞与引当金	64,500	56,250
その他	0	
流動負債合計	69,151,506	70,420,229
固定負債		
長期借入金	1,000,000	
長期未払金	769,316	769,316
退職給付引当金	47,467	53,012
資産除去債務	17,418	17,926
固定負債合計	1,834,201	840,254
負債合計	70,985,708	71,260,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	943,625	980,863
資本剰余金		
資本準備金	485,905	523,143
その他資本剰余金	19,030	19,030
資本剰余金合計	504,935	542,173
利益剰余金		
利益準備金	1,100	1,100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,140,322	9,780,713
利益剰余金合計	8,141,422	9,781,813
自己株式	26,723	321,878
株主資本合計	9,563,260	10,982,971
新株予約権	57,271	53,983
純資産合計	9,620,531	11,036,954
負債純資産合計	80,606,239	82,297,438

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
外国為替取引損益	7,613,411	7,887,640
営業収益合計	7,613,411	7,887,640
営業費用		
販売費及び一般管理費	1 4,709,562	1 5,113,204
営業利益	2,903,848	2,774,435
営業外収益		
受取利息	953	847
関係会社経営指導料	9,444	9,444
貸倒引当金戻入額	263	
為替差益		827
その他	524	726
営業外収益合計	11,185	11,846
営業外費用		
支払利息	59,869	59,372
支払手数料		471
為替差損	743	
その他	200	
営業外費用合計	60,812	59,843
経常利益	2,854,221	2,726,438
特別利益		
新株予約権戻入益	1,642	
関係会社清算益		814
特別利益合計	1,642	814
特別損失		
固定資産除却損	2 7,914	2 3,679
関係会社株式評価損	244,090	23,359
関係会社債権放棄損	22,852	
特別損失合計	274,858	27,039
税引前当期純利益	2,581,005	2,700,214
法人税、住民税及び事業税	786,376	861,662
法人税等調整額	3,156	698
法人税等合計	783,219	860,964
当期純利益	1,797,786	1,839,249

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	939,834	482,114	19,030	501,144	1,100	6,534,846	6,535,946
当期変動額							
新株の発行	3,791	3,791		3,791			
剰余金の配当						192,310	192,310
当期純利益						1,797,786	1,797,786
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	3,791	3,791		3,791		1,605,475	1,605,475
当期末残高	943,625	485,905	19,030	504,935	1,100	8,140,322	8,141,422

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	26,657	7,950,267	61,330	8,011,598
当期変動額				
新株の発行		7,582		7,582
剰余金の配当		192,310		192,310
当期純利益		1,797,786		1,797,786
自己株式の取得	65	65		65
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			4,059	4,059
当期変動額合計	65	1,612,992	4,059	1,608,933
当期末残高	26,723	9,563,260	57,271	9,620,531

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	943,625	485,905	19,030	504,935	1,100	8,140,322	8,141,422
当期変動額							
新株の発行	37,237	37,237		37,237			
剰余金の配当						198,859	198,859
当期純利益						1,839,249	1,839,249
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	37,237	37,237		37,237		1,640,390	1,640,390
当期末残高	980,863	523,143	19,030	542,173	1,100	9,780,713	9,781,813

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	26,723	9,563,260	57,271	9,620,531
当期変動額				
新株の発行		74,475		74,475
剰余金の配当		198,859		198,859
当期純利益		1,839,249		1,839,249
自己株式の取得	295,154	295,154		295,154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3,288	3,288
当期変動額合計	295,154	1,419,710	3,288	1,416,422
当期末残高	321,878	10,982,971	53,983	11,036,954

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～21年
車両運搬具	4年～5年
器具備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法(期末自己都合要支給額)を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定(資産)に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客毎に合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託(顧客区分管理信託)により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(資産)、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定にそれぞれ計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

科目名	当事業年度
関係会社株式	721,594

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式について、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には、事業計画をもとに実質価額の回復可能性を検討しておりますが、将来の予測不能な事業環境の著しい悪化等により事業計画の見直しが必要となった場合、回復可能性がないと判断され、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金(資本剰余金)に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社の主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、すべての取引がインターネットを通じたオンラインによるものであるため、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等による事業への影響については限定的であります。

そのため、新型コロナウイルス感染症による当社の翌事業年度以後の業績に与える影響は軽微、もしくはマイナスの影響は生じないものと仮定し、当事業年度の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
外国為替取引顧客差金(資産)	1,008,394 千円	640,266 千円
外国為替取引預り証拠金	1,354,396 千円	1,401,930 千円

2 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金の担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2,070,000 千円	2,320,000 千円

担保付債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	5,700,000 千円	4,200,000 千円

(2) 当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	2,400,000 千円	2,400,000 千円
被保証債務残高	千円	千円
債務保証の極度額	12,000,000 千円	12,000,000 千円

(3) 金融機関とカバー取引を行うに当たり、先物外国為替取引契約に基づき、当該カバー取引に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,175,000 千円	1,175,000 千円

3 保証債務

次の関係会社の顧客に対する債務について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	509,087 千円	100,932 千円

4 当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関等と当座貸越契約及びリボルビング・ファシリティ契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・ファシリティ契約の総額	10,700,000 千円	10,700,000 千円
借入実行残高	7,700,000 千円	6,000,000 千円
差引額	3,000,000 千円	4,700,000 千円

5 財務制限条項

前事業年度(2020年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 2,400百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A) の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B) 表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること(なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。)

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

報告書等における有利子負債(社債を含む)の合計金額が、現金、預金(ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く)及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. ボンド・ファシリティ契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。

金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を200万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分(2020年11月2日から2021年3月13日までの期間は日本時間午前7時00分とする)における店頭デリバティブ取引の残高は500万USドル未満に維持すること。

の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 2,400百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A) の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B) 表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲相場)(以下、「本件レート」という。)のうち の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。

各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益(当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。)の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること(なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。)

業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を200万USドル未満に維持すること。なお、日本時間午前6時00分(米国東部標準時(冬時間)適用期間は日本時間午前7時00分とする)における店頭デリバティブ取引の残高は500万USドル未満とすること。

第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

報告書等における有利子負債(社債を含む)の合計金額が、現金、預金(ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く)及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
システム使用料	1,596,146 千円	1,839,416 千円
役員報酬	420,840 千円	386,040 千円
給与手当等	279,719 千円	295,116 千円
退職給付費用	8,007 千円	6,448 千円
賞与引当金繰入額	64,500 千円	56,250 千円
役員退職慰労引当金繰入額	94,793 千円	千円
減価償却費	61,331 千円	47,128 千円
支払手数料	609,615 千円	662,887 千円
広告宣伝費	710,179 千円	964,161 千円
おおよその割合		
販売費	62 %	68 %
一般管理費	38 %	32 %

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	千円	3,568 千円
器具備品	0 千円	110 千円
ソフトウェア	7,914 千円	千円
計	7,914 千円	3,679 千円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は606,423千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は721,594千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	19,434 千円	30,907 千円
貸倒引当金	1,542 千円	1,572 千円
賞与引当金	19,724 千円	17,201 千円
退職給付引当金	14,515 千円	16,211 千円
長期未払金	235,256 千円	235,256 千円
関係会社株式評価損	292,471 千円	288,420 千円
その他	34,733 千円	24,754 千円
繰延税金資産小計	617,678 千円	614,325 千円
評価性引当額	527,728 千円	523,677 千円
繰延税金資産合計	89,949 千円	90,648 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物				147,267	62,936	7,506	84,331
車両運搬具				19,948	18,720	1,228	1,228
器具備品				54,271	41,174	4,868	13,097
有形固定資産計				221,487	122,830	13,604	98,657
無形固定資産							
ソフトウェア				137,650	98,931	33,524	38,718
その他				246			246
無形固定資産計				137,896	98,931	33,524	38,965
長期前払費用	36		31	5			5

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,043	5,143	5,043		5,143
賞与引当金	64,500	56,250	64,500		56,250

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL https://hirose-fx.co.jp
株主に対する特典	毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載された株主のうち、1単元（100株）以上保有の株主を対象に、当社オリジナルのキャンペーン商品を贈呈いたします。 (1) 100株以上～1,000株未満 当社キャンペーン商品10,000円相当 (2) 1,000株以上 当社キャンペーン商品30,000円相当

(注) 単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月29日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第18期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日近畿財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日近畿財務局長に提出。

事業年度 第18期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年7月1日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年8月3日近畿財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2020年8月13日、2020年9月4日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	場	達	哉
--------------------	-------	---	---	---	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外国為替取引損益（営業収益）の算出に関するシステム統制	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表に対する注記4（会計方針に関する事項）(7) 及び で説明されているように、顧客からの注文やカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として営業収益に計上している。</p> <p>当連結会計年度の連結損益計算書における営業収益の外国為替取引損益の大部分は、外国為替証拠金取引システム「LION FX」（以下、当システム）により処理・記録されたデータを基に計上されている。</p> <p>会社が事業として行う外国為替証拠金取引は、当システムを主に利用しており、(株)インターネットイニシアティブからシステムの基盤が提供されている。</p> <p>当システムにおいては以下の事項が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客（ホワイトラベルサービス提供先含む）からの発注、決済注文の処理、また顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクをヘッジするため、複数のカウンターパーティから為替レートを取得し、最良の為替レートを提示しているカウンターパーティとカバー取引を行っている。 カバー取引を行っていない取引については保有する同一通貨の買い注文、売り注文のポジションを相殺させる為替マリーを行っている。 <p>外国為替証拠金取引はインターネットを通じたオンラインによるものとなっており、日々の膨大な取引が当システムにて自動処理されており、システムの依存度が非常に高い。当システムに障害があった場合や想定通りに処理されなかった場合には財務報告に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>そのため、当監査法人はシステムにより自動化された業務処理統制及びその有効性を担保する全般統制を、監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IT専門家と連携して、システムにより自動化された業務処理統制及びその有効性を担保する全般統制（外部委託先である(株)インターネットイニシアティブで構築された内部統制含む）を評価した。</p> <p>主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国為替証拠金取引に関連して発生する売買損益等の自動計算処理の有効性を評価するため、売買損益、スワップ損益等の計算ロジックの確認、また再計算を実施することにより、当システムの処理が計算ロジックどおりに正確に処理されていることを検証した。 当システムの全般統制の有効性を評価するため、システムの開発・変更に係る管理、障害対応を含むシステム運用の管理、特権アカウント管理を含むアクセス管理、外部委託先の管理（契約、パフォーマンスモニタリング等）のそれぞれの領域について、システム管理者に質問するとともに関連文書の閲覧等による検証を実施した。 当システムの開発・保守、運用管理の委託先である(株)インターネットイニシアティブで構築された内部統制を評価するため、委託業務の内容を理解するとともに、受託会社監査人により作成された内部統制に関する記述、整備状況及び運用状況の有効性に関する報告書（受託会社監査人の意見を含む）を入手し、当該報告書の有効性の評価（受託監査人の職業的専門家としての能力と独立性などを含む）を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヒロセ通商株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ヒロセ通商株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 場 達 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外国為替取引損益（営業収益）の算出に関するシステム統制

財務諸表に対する注記6（その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項）(2)及び(3)で説明されているように、顧客からの注文やカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として営業収益に計上している。

当事業年度の損益計算書における営業収益の外国為替取引損益の大部分は、外国為替証拠金取引システム「LION FX」により処理・記録されたデータを基に計上されている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（外国為替取引損益（営業収益）の算出に関するシステム統制）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。